

6月21日

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開議）

○議長（兼田勝久君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、一般質問を行います。

18名の議員より通告がありました。本日は6名の一般質問を行います。順次発言を許します。
まず、10番、和田里志議員の発言を許します。

○10番（和田里志君） 登壇

おはようございます。第2回定例会、トップバッターで質問の許可をいただきました、池島町の和田里志でございます。

発生から3カ月以上経過いたしましたさきの東日本大震災、死者は1万5,000人を超え、7,500人近くが行方不明、避難・転居生活者は約12万5,000人あまりと報道されております。

そんな中、菅内閣不信任決議案をめぐって演じられた駆け引きなど、国民不在とも言える中央の政治は停滞し、復興の柱となる復興基本法は、震災から100日以上経過したきのう、ようやく成立いたしました。首相の退陣意向を受け、間もなく取りまとめられる政府の復興構想会議の第1次提言も、その政治の混迷が迅速な復興の妨げになっているかに見えます。

その素案は、復興財源として、所得、消費、法人税のいわゆる基幹税を中心とする増税になっていますが、それらがいまだ低迷する経済の足をさらに引っ張らないか、また次世代への先送りにならないか、私たちは注意深く見守っていく必要があると思われまます。

いずれにいたしましても、さきの定例会でも述べましたように、被災地の一刻も早い復興を願うものであります。

さて、政策に取り組み、政策に生きるべき議員にとって、最も華やかで意義のある発言の場であるこの一般質問、その質問の順番、1日の質問者数、開始時刻が今回から変更されました。

私は、旧町時代はほとんど1番ねらいで質問してまいりましたが、かねがね主張してきましたとおり、ようやく原則通告順、そして時刻も少し早まり、午前9時から開始、質問者も1日6人ということになりました。

合併して2年目、新市とともに、私たちはこれから議会基本条例の制定、議員定数削減の問題など、みずからさらなる議会改革を進め、市勢発展のため、議員の使命、職責を果たしてまいりたいと思ひます。

今回も、足場の悪い中、朝早くから傍聴にお越しいただきました皆様に厚く御礼を申し上げます。

それでは、さきの定例会で示されました施政方針から、その後の経過と今後の見通しについて、通告しました質問を行ってまいります。

まず、「自然にやさしく、人にやさしいまちづくり」について。

1つ目、資源物収集体制の一元化について。

市長が公約に掲げ、これまでの定例会でも何回となく質問されてきた問題であります、施政方針

で、23年度は呼び方の統一を図り、分別の仕方を確立し、市民の皆様の負担を軽減できる方策を検討するとともに、循環型の社会形成に向けて努力していくと言われました。その具体的取り組み、内容について伺います。

2つ目、河川の水質改善に向けた協働拠点整備事業について。

この事業の成果をどのように評価し、どのように市民の皆様の意識を高めていくのか、その具体策と今後の対応について伺います。

2点目、「効率的な行政経営によるまちづくり」についてであります。

23年2月に策定されました始良市行政改革大綱に基づき、今年度はその具体的取り組みを示す実施計画を策定し、その実施に向けては、健全な財政運営を図りながら、時代に即応できる行政経営能力の向上に努め、さらに窓口業務の効率化と市民サービスの向上のため、市民や来庁者に優しい窓口体制の検討を進めるとされました。

どのような効率化やサービスの向上を検討されているのか、その具体策と時期について伺います。

3点目、「創造性豊かな、活力ある産業の育つまちづくり」について。

観光資源や名所旧跡を生かすために、九州新幹線鹿児島ルートと全線開通にあわせ、始良市観光バス運行試験事業として、「あいらびゅー号」の運行が3月から始まりました。この事業のこれまでの実績と今後の見通し、さらに観光ルートの確立と通年型の観光地づくりにどのように取り組んでいかれるか、伺います。

以下は質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今回は、18人の方から一般質問をいただきました。順次答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、和田議員のご質問にお答えいたします。

1問目の「自然にやさしく、人にやさしいまちづくり」についての1点目のご質問にお答えいたします。

資源物の収集体制については、新しい「始良市」方式を見出すために、あらゆる方向から検討をし、また、昨年度末から、各地区の衛生協会役員、自治会長、公民館長の方々と協議をしながら、今後の進め方を検討してまいりました。

現在、蒲生地区の皆様方へは、袋方式からネット・コンテナ方式への資源物収集体制を変更することの説明会を5月15日から開催しております。

また、加治木地区におきましては、先般、加治木地区自治会連絡協議会の理事の皆様方に、資源物の名称と分別の種類の変更を説明したところであります。

今後は、蒲生地区での説明会終了後、自治会長、分別指導員の方々へ説明をしてまいります。

始良地区につきましては、資源物の分別収集体制が統一された後、計量による還元金の見直し、常設ステーションの設置などを進めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

思川へ流入する生活排水の悪臭や底質の悪化が見られたことから、この事業で、市民の皆様方とともに、水質の改善へ向けて取り組んでまいります。

昨年度は、微生物の浄化作用を促進するマイエンザ——通称はエコ・ウオーターというそうござ

いますが——の散布を地域で行っていただき、調査をしたところ、その効果が大きいことがわかってまいりました。

今後は、流域を含め、地域の皆様方へ広めていければと考えており、重富地域におきましては、自治会単位で取り組んでいかれるともお聞きしております。

合併浄化槽の普及とともに、この事業により、広く市内全域で水質改善の取り組みができないかを検討してまいります。

次に、2問目の効率的な行政経営によるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

行政サービスの推進につきましては、本市にとりましても、市民の立場に立った、親切で真心のこもった市政推進のために大切な取り組みであると認識しております。

窓口サービスの要素を考えたとき、市民の皆様と接する際の接遇面や、待ち時間の短縮、手続方法の見直しや関係窓口との連携など、来庁した市民の皆様が気持ちよくサービスを利用するための業務の効率面、さらに待合スペースの環境面の3つの視点から、行政サービスの総点検と改善に取り組んでいかなければならないと考えております。

お尋ねの窓口サービスの向上の具体策及び実施時期につきましては、これら3つの視点に立って、具体的な取り組み項目を検討しているところであり、環境整備面では、始良庁舎2号館1階フロアは特に手狭な状況であることから、今回の福祉部の生活保護部門等の移転に伴い、窓口の改修を計画しております。

また、来庁された市民の皆様が快適に手続きを行っていただけるように、相談者のプライバシーへの配慮、受付・待合スペースの確保など、職員の執務環境を含め、さらに検討してまいります。

行政サービス推進についての具体的な取り組みは、今後、策定いたします行政改革大綱実施計画や人材育成基本方針等の中でお示ししてまいります。

次に、3問目の創造性豊かな、活力ある産業の育つまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

あいらびゅー号は、3月12日の九州新幹線全線開通にあわせ、運行を開始しております。運行につきましては、前日までの完全予約制で、土・日・祝日限定としておりますが、ゴールデンウィーク期間中は全日運行いたしました。

運行実績といたしましては、5月29日は台風2号接近に伴い運行を中止いたしましたが、6月6日の日曜日まで32回運行しております。

なお、2台運行の日が6回あり、乗車人数は延べ650人でありました。

1日当たりの平均乗車人数は20.3人で、乗車率は84.6%、バス1台当たりの平均乗車人数は17.1人で、乗車率は71.3%となっております。

利用される方は、株式会社JTBの広報で知った方のほか、口コミによるお客様やリピーターもふえてきております。

今後とも、持続的な集客に結びつけられるように、おもてなしの心を大切に、限られた時間内でできるだけ多くの観光資源等を紹介し、お客様に感動を与えられるようなコース設定等を行ってまいります。

また、通年型の観光地づくりにつきましては、お客様の要望に沿った形での観光資源の発掘や整備も行う必要があると考え、一人でも多くの方に何回となく来ていただけるような観光地づくりを目指し、年次的に計画していきたいと考えております。

以上で、答弁を終わります。

○10番（和田里志君） それでは、2回目の質問に入ります。

まず、資源物収集のあり方からでございますが、私たちはこの資源物収集体制のあり方について、旧始良町のやり方、その方式がすべて完璧、ベターであるとは言いません。

また、処理費用等の問題もありますが、どうしても旧3町が始良方式に統一しないといけないとも考えておりません。まだまだ改善すべき点、見直すべき点はいっぱいあるかと思えます。

ただ、さまざまなプロセスを経て、各自治会長さん、指導員さん方がたゆまない努力の結果、七、八年かかってようやく現在の始良方式の収集体制が確立されてきたものと思っております。

月1回の自治会での収集活動は、そのコミュニケーションはもとより、今まさに言われる地域のきずなを深め、場合によっては高齢者の安否確認など、地域づくり、自治会活動にも役立っていると聞いております。

少なくとも、市民の負担軽減を図るという方策のもと、今の旧始良町方式が後退するような体制になってはならない、循環型社会の形成、時代に逆行するようなことを行ってはならないと考えております。

そこで、答弁書にもありますが、現在、蒲生地区の皆様方へは袋方式からネット・コンテナ方式への資源物収集体制を変更する、あるいは加治木地区の皆様方には、資源物の名称と分別の種類の変更を説明したとありますが、これは旧始良町方式の収集方式、あるいは分別方式に一応持っていこうというお考えのもとで行っていらっしゃるのでしょうか。

○市民生活部長（花田寛徳君） お答えします。

先ほど市長の答弁にもありましたけど、旧始良町方式というわけではなくて、始良市としての方向性で一応進めているところでございます。

以上でございます。

○10番（和田里志君） 旧始良町方式ではなくて始良市の方式と言われれば、そういうことになろうかと思いますが、旧始良町は今ままでよろしいということですか。

○市民生活部長（花田寛徳君） お答えします。

旧始良町方式につきましては、資源物の分別については今の状況でいくと思いますが、後の交付金等の関係もでございます。そういったことの見直しといったものも考えていくという方向でございます。

○10番（和田里志君） それでは、市民の皆さんから市長のところに寄せられる提言箱というのがあるかと思いますが、その中に、去年、ことしの3月までに寄せられた中から二、三紹介してお尋ねしますが、まず提言箱に寄せられた内容は、ごみ回収のシステムを早く何とかしてください、高い税金を払っているのに不便過ぎる、どこよりもおくれたシステムだと思う、資源ごみ回収の市民の負担軽減は高齢者の方々が待ち望んでいます、できるだけ早目に実現のほどお願いします、こういう意見が寄せられまして、回答としましては、地球環境、住民の利便性、処理費用等を総合的にかんがみの上、現在調整中でありましてというふうに回答されております。

市長が公約に掲げられました市民の負担軽減、あるいは高齢者に優しい収集方法とは、具体的にどんな方法ですか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

高齢者に優しい収集ということでございますが、今後、高齢者世帯や独居世帯がふえてくるものと考えております。若い世代が、資源物を搬出することが困難な高齢者や障がい者の世帯、そういうところに対して声かけを行いながら、収集できる協力体制をつくっていくことが必要と感じております。それに伴って、自治会の活動も活性化するのではなかろうかということで、高齢者の方との触れ合いの優しい収集、そういった体制ができればいいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（和田里志君） もう一つ、提言箱の意見を紹介しますが、資源物、空き缶等の収集日は月1回ですが、燃えるごみと同様、毎週取り扱ってください、洗って保管しているとおいが出るし、置き場所にも困っています。これに対して回答は、来年度は——今年度のことですが、来年度は収集箇所の増設などを視野に、現在調整中だとあります。このことはどうなっていますか。

○市民生活部長（花田實徳君） 担当課長にお答えさせます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 生活環境課の課長の前田でございます。どうぞよろしくお願ひします。

今、議員お尋ねの資源物の収集回数でございますが、私ども、今、蒲生地区を説明しているわけでございますけども、蒲生地区におきましては、資源物の収集を月1回、そしてプラスチックを月に2回ということで、一番かさばるところのプラスチックを2回ということで、今、考えているところでございます。

○10番（和田里志君） ささまざまな生活様式がある中で、どうしても自治会の収集日に資源物が出せない人、あるいは出せなかった人たちのために、上名、別府川沿いにも集荷所があります。地域的に始良地区だけ言うならば、重富地区にもう1カ所、収集場所の増設の必要性を感じていますが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

それについても、今、検討中でございます。

以上でございます。

○10番（和田里志君） 先ほども言いましたように、資源物は月曜日から金曜日までは上名の始良リサイクルセンターへの直接搬入、第2・第4日曜日は別府川沿いの集荷所へ直接搬入できるようになっていますね。この別府川沿いの集荷所の収集箇所の案内、開設当初の案内はあったと思いますが、最近はどのようにされているか。

始良リサイクルセンターの案内はあるが、別府川沿いの集荷所の案内はホームページにも載ってい

ないのではないですか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 今現在、帖佐地区におきましては、議員おっしゃるとおり、第2・第4日曜日に開放しているところでございます。ここにつきましては、私ども生活カレンダーというものを全市的に発送しているわけですが、この中にもございますように、終日できないものかも今現在検討しているところでございますが、時間的に今のところでは、私どもとしましては、始良地区におきましては計量されているというところがございまして、今のところ第2・第4日曜日の収集だけにしているところでございます。

将来的には、今、議員おっしゃるように、重富地区、それから帖佐地区、この時間等、それから曜日等につきましても検討していきたいというふう考えているところでございます。

○10番（和田里志君） 別府川沿いの収集箇所の案内が、ホームページに載っていないですと申し上げているんですね。分別の仕方とか方法は細かく出してありますけれども、ホームページにも、やはり4月を境に新しい転入者も見えるわけですから、やはりそういう案内をされたほうが、あるいはまた市報等で細かくお知らせなさったほうがいいんじゃないかなろうかとお願しておきます。

次に、河川の水質改善に向けた協働拠点整備事業についてお尋ねしますが、これについてはNPOくすの木自然館さんが取り組んでおられる環境浄化微生物について、特に伺ってきたいと思います。

ここにその現物があります。市長は答弁でマイエンザと言われましたが、私たちはエコ・ウオーターと呼んでいます。市長のところにもお渡ししておりますけれども、これが今注目されているエコ・ウオーターと言われるものであります。

ちょっと紹介しますと、もともとはこれはえひめA I-1、えひめA I-2、あるいは先ほどのマイエンザというふうと呼ばれておまして、環境浄化微生物をアコヤガイへのへい死が続く宇和海の浄化や、工場排水、生活排水の発生源対策として使用できないかという目的で研究が始まり、愛媛県産業技術研究所で開発されたものであります。

このつくり方、使い方は既に広く公表されておりますが、愛媛県が商標を取得しているため、えひめA I等の類似商品名での販売ができない。ですから、私たちは、くすの木自然館さんが名づけられましたエコ・ウオーター錦江湾という名前でも普及を図っておるところであります。

つくり方は、納豆、ヨーグルト、ドライイースト、三温糖を材料に、水道水で発酵、培養させたものであります。家庭でも簡単に準備できる材料でつくることができ、すべて食べられるものでつくられておりますから、安全で安心して使えます。

使い方とその効果ですが、台所ではコップ1杯を入れ、食器につけ置きしてから洗ったり、汚れのひどいものは原液をたわしにつけて洗う、これは酵素が油分を細かく分解するそうでありませう。まな板のしつこい汚れや油で汚れた換気扇なども、一晩つけ置きするときにきれいに落ちる。寝る前にコップ1杯、流し台に流すと、嫌なにおいや排水管のぬめりがとれ、排水路や浄化槽もきれいになります。

また、生ごみに霧吹き等で少量を吹きかけておくと、生ごみの嫌なにおいが消えます。トイレでは、便器に適量流すと、便器に汚れが付きにくくなり、悪臭も消えるそうです。

また、洗濯では、洗濯機の中に適量入れ、そのまま一晩つけ置きし、翌日洗うと、ワイシャツの襟汚れなども洗剤を使わなくても驚くほど汚れが落ち、洗濯槽の中もきれいになる。

お風呂では、お湯を使った浴槽に少量加えると、入浴剤のかわりとして利用でき、肌に優しい弱酸

性にして体のしんまで温まる。寝る前にコップ1杯を浴槽に入れかきまぜておくと、循環式ボイラーの配管内の湯あかが落ち、天井などのかびも少なくなる、このようないろんなすばらしい効果がうたわれております。

そのほかにも、野菜、草花に散布すると、生育促進など効果があるなど、さまざまな利用方法がある環境浄化微生物、すなわちエコ・ウオーターですが、私もまだ使って20日足らずであります、トイレの黒かびが自然にとれたり、洗面所のぬめりがなくなったりと、実体験しております。

定期的に継続して使用することが大切なそうですが、生ごみの悪臭を消すのには即効果があるようでもあります。

このようなせっかく取り組んでこられた河川の水質改善に向けた協働拠点事業、この補助事業は2年限り、今年度で終わりだと思っております、今後、どうされますか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

今現在、議員おっしゃるとおり、2年間の限定の事業ということで取り組んでいるわけですが、今回、これらの成果を踏まえて、だれでも簡単につくれるという方法がわかっておりますので、私どもパンフレットを今、くすの木自然館のほうと協力しながらつくっていくということを考えております。これらを市民の方々へ広く広めようというふうに思っているところでございます。

今現在、議員おっしゃるように、取り組んでいらっしゃる思川水系の美化浄化対策委員会におきましては、重富地区を重点的に今取り組んでいらっしゃるところがございまして。こちらのほうとも連携をとりながら、思川がどのぐらいきれいになるというところを、我々も広報活動をしながら一緒になって進めてまいりたいと思っております。

また、加治木地区におきましても、汚いというか、著しく水質の悪いところがございまして、そちら等にも出前講座をいたしまして、今後、そういった地域におきましても広めてまいりたいと。

また、そこにおきましては、生活学校等も一緒になって、自治会とともに水質浄化に取り組んでいくように、市としても応援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○10番（和田里志君） 重富地区の取り組みにつきましては、また後ほど少し述べさせていただきますが、今、全国各地で環境浄化微生物を使い、河川浄化を目的とした活動が広がっております。たまたまですが、「みんなで生活環境をきれいにしましょう」、これを合言葉に、本市でもきょうの午後から「河川浄化に向けて」と題したEMエコ研修会が開かれます。

環境浄化微生物と言われるものには、このようなEM菌、あるいは土着菌、先ほどから述べていますエコ・ウオーター、いろいろありますが、その目的は一緒であろうと思います。

協働拠点事業の成果に基づいて、エコ・ウオーターが先ほど言いました例えばEM菌、土着菌等と違う点、一番大きく違う点はどこだとお考えでしょうか。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

EM菌につきましては、今現在、始良、蒲生、加治木地区におきまして、それぞれの方々が活動されていらっしゃるところでございますが、EM菌につきましては、EM菌自体を販売されていらっしゃるというところが違うかというふうに思います。

議員おっしゃるように、私どもエコ・ウオーター、錦江湾につきましては、手軽にどこでもある市

販の材料でつくれるというところが違うというふうに思っております。

○10番（和田里志君） どこでも手軽につくれるエコ・ウオーター、先進県であります愛媛県の鬼北町では、えひめA Iのエコ・ウオーターの培養液を町内で製造し、畜産農家や一般家庭に無料で配っております。悪臭が減ったり、浄化槽の汚泥が少なくなったり、配管の汚物がなくなったりと、その効果は抜群で、大変好評とのことでもあります。

先ほど少し出しましたが、重富地区のある自治会では、積極的にエコ・ウオーターに関する学習会を開催され、既に自治会でエコ・ウオーターの製造に取りかかり、自治会全体で河川の浄化に取り組んでいこうとされております。

私も、事務局の一員になっております23自治会と協力企業で活動する思川水系美化浄化対策委員会でも、エコ・ウオーターの普及を目指し、今月発行する「あじさいだより」にも取り上げております。

時代の流れから、住宅等を新築する場合、トイレの水洗化、合併浄化槽の設置は当たり前のようになりました。現在、市は合併浄化槽の推進に補助をしていますが、単独浄化槽からの切りかえは別として、新築に対する補助はやめるなり、あるいは減額するなどしてでも、このような新しい河川の水質改善に向けた環境浄化対策活動にこそ補助をすべきではないでしょうか。いかがですか。

○市長（笹山義弘君） 思川水系の対象地域におきましては、先ほど申し上げましたように、一部単独浄化槽も多い世帯があるということで、そのことによりまして、どうしても台所水と別々に河川に流入するというところもあるというふうにお聞きしております。

そういうことからしまして、そういう取り組みを今後とも行っていただく、大変ありがたいことですが、その成果をしっかりと見させていただいて、そのデータを行政としてもいただきながら、そのような運動について検討してまいりたいというふうに考えます。

○10番（和田里志君） このエコ・ウオーターであります。大体200L単位でつくるのが効率的であると言われております。その材料は、先ほど言いました納豆、ドライイースト、ヨーグルト、三温糖、これら多目に見ても1回わずか5,000円もかからない。そのほかには培養液を製造・発酵させるタンク、これが予備を含めて2基は必要ですが、要はそれらを製造する雑菌の少ない作業場、培養液の保管場所等の確保が必要になってまいります。

1世帯当たりの使用量を1日当たりおおむね300ccを目安とすると、1週間に大体2Lのペットボトル1本分、200Lのエコ・ウオーターで約100世帯が1週間使える量になります。

限られた予算の中で、最初から高額な補助金を出してほしいとまでは言いませんが、愛媛県では培養液を自分たちでつくるにはタンクも無料で配布されております。せめて、地区公民館等をその作業場として、また培養液の保管場所、あるいは配布場所として利用させていただきたい。いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 先ほどお答えしましたように、本地区ではいろいろな活動をもう既に実践していただき、また自治会でも単独の取り組みということで、実施をするというふうにお聞きしたところでもあります。

先ほど言いましたように、その成果といいますか、その効果を見せていただきまして、その効果

等によって、これを全市に広げていくか、どのような補助制度を考えられるか等々については、今後、研究してまいります。

○10番（和田里志君） 成果を見きわめてという答弁でございました。成果につきましては、あちこちでそういう例も紹介されておりますので、また執行部におかれましてもそういうところもぜひ勉強していただいて、取り組みしていただけたらと思っております。

次にいきます。

効率的な行政経営によるまちづくりであります。答弁の中で市民サービスの向上ということでは、窓口サービスの要素を考えたときに、接遇面、業務の効率面、待合スペースの環境面、この3つの視点から行政サービスの総点検と改善に取り組んでいかなければならないと言われました。この3つの視点、これも当然ながら大変重要なことであります。

私は、昨年6月の第1回定例会一般質問、税金、公共料金の支払い方法についての質問をいたしました。各種市税や公共料金につきましては、「コンビニエンスストアでも納付ができるよう改善していく方向で、今後、検討してまいります。市といたしましては、今回、ご質問をいただいたことを含め、市民の多様な生活様式に合わせたサービスを提供できる行政経営を目指し、今年度中に策定する行政改革大綱において、その方向性を明らかにしたいと考えております」、このように答弁されております。

行政改革大綱が2月に出されたかと思うんですが、どのような方向性になりましたでしょうか。

○総務部長（谷山昭平君） お答えいたします。

ただいま公共料金の関係でご質問いただきましたが、この中で市税の関係につきましては、平成25年度からコンビニの収納につきまして運用予定としております。

また、その他の公共料金につきましては、今後、調整して検討してまいりたいと考えております。

○10番（和田里志君） 今、初めて具体的に、平成25年度から市税の納付についてはコンビニで収納できるようにしたいというような答弁であったろうかと思えます。

3月の南日本新聞の記事があります。「全自治体の3割にコンビニ納税普及」、こういうタイトルであります。総務省は、納税者の利便性が高まるので、自治体には費用対効果を踏まえて導入を検討してもらいたいとしている、このようにあります。本県で現在コンビニ納税を取り入れているところはどこどこありますか。

○総務部長（谷山昭平君） お答えいたします。

県内におきましては、鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、伊佐市の4市を調査しております。

以上です。

○10番（和田里志君） 県内では4つの市が取り入れているというようなことではございますが、若干手数料その他、口座振替等とは違うと思うんですが、コンビニ収納した場合に手数料はどのぐらい変わってくるものなのでしょうか。

○総務部長（谷山昭平君） この点に関しましては、税務課長に答弁させます。

○総務部税務課長（有村正美君） 税務課の有村です。よろしくお願いたします。

1件当たりの手数料ということでございますけれども、今、部長のほうが答弁しましたように、鹿児島県内では4つの市が導入しておりますが、その調査をいたしますと、1件当たり57円から59円の手数料となっております。

以上です。

○10番（和田里志君） あわせまして、コンビニ収納に伴うシステムの改修、これはどのぐらいかかるのでしょうか。

○総務部税務課長（有村正美君） お答えいたします。

導入経費につきましては、例えば今現在の電算システムを改修するとしますと、1,500万程度かかるかと思っておりますけれども、電算システムを新しいものに入れかえるときに導入いたしますと、その追加経費としましてシステムだけで約450万円程度と見込んでおります。

以上です。

○10番（和田里志君） 当然ながら費用対効果ということになってこようかと思っておりますが、電算入れかえのときにすれば少ない費用で済むというようなお話でございますので、なるべく早くといいますか、25年に計画されているということですので取り入れていただきたいと思っております。

国や地方公共団体が共通に抱える問題としまして、この公金の収納、特にその未収納問題があります。予算をかけずにいかに収納率を上げるかが大きな課題になっているわけですが、本市の現在の公金の収納は行政窓口のほかは金融機関だけであります。口座振替制度の利用者を除き、どちらも休日や夜間はしまっており、不便を感じております。仕事が忙しいなど平日昼間に金融機関や行政窓口に出向きにくく、ついっかり忘れたといった滞納者が多いのではないのでしょうか。収納率が上がらない原因の一つはこのような納付者にとって不便さがあるためと考えられます。

昨年例からしましても、ことしの決算はまだ発表されておりませんが、税金の収納未済額、恐らく6億円を超えるかなりの額に上ると思われますが、その額はもしわかっておられたらお知らせください。

○総務部長（谷山昭平君） ただいまのご質問に関しましては、税務課長に答弁させます。

○総務部税務課長（有村正美君） お答えします。今正確な数字は資料を持ってきておりませんが、議員が今おっしゃった程度の数字になろうかと思っております。

以上です。

○10番（和田里志君） 国のほうでは積極的な規制緩和を行っており、電子化と民間開放の両面から納付通知書の電子化と収納業務の民間業務委託が認められるようになっております。これにより、支払い方法の種類がふえ、環境さえ整えば収納率も向上するのではないのでしょうか。既にコンビニ収納

を取り入れている自治体の利用状況を見てみますと、3人に1人がコンビニを利用、金融機関の取り扱い時間外納付が約7割。納付率、その件数もばらつきはありますが、対前年比1.5から6ポイントアップ、いずれも大きな伸びを示しているという報道発表もあります。なるべく早い導入を望むところでもあります。

次に、創造性豊かな活力ある産業の育つまちづくりについて質問いたします。

3月にスタートしましたあいらびゅ一号の運行は予想以上の反響を呼び、リピーターも生み出すほどで、多い日などは2台のバスを運行させるなど順調なすべり出しのようでもあります。ただ試験運行の段階で、料金は無料、資料代500円で丸一日観光できることなどが好評の要因であり、それらをいかに今後に結びつけるか、そのルートをどのように確立するか、しっかり検証する必要があるかと思っております。

私も3月、あいらびゅ一号に乗ってみました。このような始良市観光ガイドブックが、立派な冊子ではありますが、もらえます。バスでの観光はガイドさんの案内があり、またそれぞれのスポットではボランティアの案内があり、改めて始良市の歴史、観光資源をたっぷり堪能することができました。そのさまざまな楽しみ方、見どころの多さにリピーターが生まれているものと思われれます。

しかし、先ほど言いましたように、観光バスの運行は試験的で、また土・日・祝日の限定のため、やはり自家用車で観光したり、あるいは都合のつく日時に訪れるリピーターも多いのではないのでしょうか。このガイドブックの中にもお勧め始良ドライブというコーナーで車で回るコースも丁寧に案内されております。

例えば、車で加治木インターから龍門滝を見て、さえずりの森、そして山田の凱旋門、蒲生の大楠へと、その距離やおおよその時間、そしてまた主な道順も示されてはおります。ただこの紹介されたルートのとおり行くとすれば、それぞれに記載されてあるページを1回1回めぐり、じっくりと調べないと、特に初めての人、市外、あるいは県外の観光客にはその道順、方向すらわからないのではないのでしょうか。

前にも質問いたしましたけれども、せっかくなつくられるこのようなガイドブック、またその後新たにつくられた始良散策マップ、こういうポケット型のやつもつくっておられます。当然それなりの予算もかかるわけでありまして。何回も言いますが、やはりもう少し見る人の目線に立って、利用する人の立場に立って情報を提供する、すなわち車の人にはカーナビゲーションで案内されるような情報、前回質問いたしましたけれども、例えばマップコードであるとか、QRコードといったようなこれらを活用できるような方向で取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

ただいま仰せのマップの件でございますが、マップコードにつきましては有料とかそういったことも出てまいりますので早急というわけにはいきませんので、調査研究させていただきまして、できるだけそういった利用者のために役立つようなマップにしていきたいと考えます。

とりあえずカーナビで行けるようにということで、観光地の住所とか、住所がそこないといひますか、そういった場合は最寄りの住所等の一覧表をつくりまして、マップと一緒に配布するときに差し上げられたらと考えます。

以上でございます。

○10番(和田里志君) 始良市のホームページを見てみますと、観光のところで、例えば始良市の特産品は何かと。見てみますと、挙げてあるのが蒲生和紙、龍門司焼、加治木まんじゅう、キャロット製品、帖佐人形、こういうのが載っております。それぞれ少しずつコメントは載ってるんですが、例えば実際に帖佐人形を見てみたい、あるいは買いたい、そう思った場合にどこへ行ったらいいのか、どこで売っているのか、こういったこれらの情報発信についてももう少し改善の余地があるのではないのでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君) 今のマップではそういった形になりませんので、QRコードとかそういったものもマップのほうにも利用させていただき、またホームページでも細かくといたしますか、そういったニーズに答えられるようなものにしていきたいと考えます。

○10番(和田里志君) 先ほども少し触れましたけれども、観光バスに乗りますと、バスの中ではガイドさんが細かくいろんな案内をしていただきます。そして地域ごとにボランティアガイドさんがおられまして、加治木ではこういうどこどこ、蒲生では、あるいは重富ではと、それぞれの地区においてボランティアガイドの方々が本当に細かくよく説明していただきます。

お尋ねしますが、このボランティアガイドの方々は、あいらびゅ一号が到着する時間帯に合わせて待っておられたり、あるいは要請があったときに観光の方が見えたときに案内に出られたりとされると思うんですが、ボランティアだからあんまり言うのもなんですけど、そういう例えば報酬とかそういうのはあるのでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長(川原卓郎君) 今、それぞれ加治木地域、始良、蒲生地域、3つのボランティアガイド組織がございますけれども、それぞれ要望がございますと、最高受け入れ人数も決められておりますけれども、要請がございますとそれに対応していただいております。費用といたしましては、保険料ということで一人、1名100円の、そのとき徴収ということで実施されているようがございます。

またあいらびゅ一号のほうにつきましては、何と申しますか、ボランティアということで時間、手伝いをいただくという形でされているようがございます。

そういったことで、自主的といってもなかなかうまく行かない、ちょっと意思が、意思疎通のことができなかったりした場合が見受けられたということで、現在、今始良の方に今のコースではお手伝いいただいているようなんですが、お礼として1年間5万円ほどということでしたか、お礼をさせていただくという形で、時間等もはっきりしてそういったずれ等が起きないように、しっかりした連絡体制がとられているようがございます。

以上でございます。

○10番(和田里志君) せっかく誕生しましたあいらびゅ一号でございますので、これらの試験運行の――終わりました。

○議長(兼田勝久君) これで和田里志議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。
（午前10時00分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
（午前10時09分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。次に、2番、笹井義一議員の発言を許します。笹井議員。

○2番（笹井義一君） 登壇

議席2番の笹井でございます。自治会は松原でございます。

今回は1問だけ質問を行っております。まず1つ目が、豪雨台風災害及び地震津波対策をどのように講ずるかということでございます。この1問でございます。1問しかございませんので、時間はたっぷりございますので、ゆっくりと質問をしていきたいと思っておりますので、執行部のほうもしっかりお答え願いたいと思っております。

東日本地震と津波に加えた福島原発災害は、国民に想定外の事象がどこでも発生するという意識づけました。始良市民にとって一番の関心事は、錦江湾内でマグニチュード10クラスの地震が発生し、東日本地震クラスの津波が発生した場合、市内湾岸がどこまで飲み込まれるのか、どこへ避難したらよいのかということと思われまます。一方、台風やこれに伴う雨水排水対策も忘れてはならないが、このような各種災害対策についてお伺いいたします。

まず1項目目の大地震と大津波の発生対策について質問をいたします。

まず1つ目が10mの津波が発生した場合のハザードマップ作成等について、どのような取り組みを考えているのか。

2つ目は、液状化現象が発生する地域の分析は行われているのか。

2項目目が台風対策であります。錦江湾岸沿いの地域のうち、加治木の須崎地域の造成が現在進められているが、防風、塩害対策が不備であると思われる。防風防砂林設置等の対策をどのように考えるか。

3項目目が雨水排水対策であります。平成8年度に始良町市街地雨水排水対策基礎調査が実施されております。調査の目的は、急速な都市化に伴う既設排水路の能力が急速に低下している現状を踏まえ、排水能力を確認するためのものでございます。

私はこのうち7路線の調査結果を確認しました。それぞれの路線の流域面積、流出量、現況断面、計画断面が明記されており、計画断面に対する現況断面の排水能力、結局流す能力等必要経費が示されておりました。現況の排水能力は計画排水量の50%を下回る、極端に言えば20%台もございましたけれども、そのような路線が多く、そして排水ポンプの設置の必要性が明記されておりました。その後、整備が着実に進展したと、このように思われます。

そこでお伺いします。市長は雨水排水対策に対してどのように取り組むのか。2つ目は、始良はどのように調査を行っておりますけれども、旧加治木・蒲生地域の調査は行われているのか。

4項目目に、合併して1年経過した現在、総合計画を策定中であります。これに基づく実施計画を策定することになるが、地震・津波対策、台風対策、雨水排水対策等は市民の安心安全を確保するためには避けられない問題であると考えらるかどうか。

2 問目からは質問席で行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

笹井議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の豪雨台風等災害及び地震・津波対策をどのように講ずるかの 1 点目の 1 番目のご質問にお答えいたします。

3 月 11 日に発生しました東日本大震災では、マグニチュード 9 という巨大地震が発生し、さらにその地震により 10m を超える大津波がまちを飲み込み、壊滅的な被害をもたらしました。そのいずれも議員仰せのとおり、想定をはるかに超えるものとなりました。

本市におきましても、昨年の奄美豪雨災害や、本年 1 月から噴火を続けております新燃岳の活動、さらには今回の大地震等を踏まえて、津波に対するハザードマップ作成等も視野に入れた地域防災計画の見直しを考えております。

2 番目のご質問についてお答えいたします。液状化現象は多くの水分を含む緩い砂質地盤の場合に地震によって砂と水分が分離し、水が地表面まで上がってくる現象であると認識しております。

本市における液状化現象の分析は既に行われており、大きな地震が発生した場合、さきに述べました地質形状にある沿岸部河口付近の平坦地で液状化現象の発生が予想されるという分析結果が出ております。

次に、2 点目のご質問についてお答えいたします。須崎地区の堤防は、昭和 40 年以降築造されたもので、根固め、基礎、堤体、波返し等からできており、老朽化に伴う補修等を含めて年次計画で整備されてきております。防風林は樹木の摩擦抵抗によって風速を減少させ、沿岸地域にあっては、暴風、潮風、飛砂を防ぎ、災害防止と生活環境の改善に効果があると認識しておりますが、須崎地区におきましては堤防が内堤側より約 5 m と高いこと、また内堤側に余地がないなどの理由から設置は困難であると考えます。

当地区においては、平成 15 年度から 21 年度にかけて、海岸保全施設整備事業により、内堤工、樋門工及び消波工などの整備を行い、高潮対策を講じたところであります。

3 点目の 1 番目のご質問についてお答えいたします。近年、鹿児島県においてもいわゆるゲリラ豪雨が頻発するなど各地で浸水被害が発生しております。本市におきましても、議員ご承知のとおり、一部の地域では過去に浸水被害を受けており、排水路施設の整備や内水被害の生じる流域でのポンプ場の設置等の市街地雨水排水基礎調査がなされております。災害に強い安全・安心なまちづくりの構築のためにも、始良市としての総合的な雨水排水計画を策定することが重要であると考えております。

2 番目のご質問についてお答えいたします。加治木地区におきましては、平成 7 年度に市街地雨水排水調査を行い、平成 15 年度に排水対策計画の策定業務を行っております。また蒲生地区におきましては、同様の調査は行っておりません。

4 点目のご質問についてお答えいたします。災害対策など市民の安全・安心を確保していくことは行政の責務であると認識いたしております。そのため防災無線の整備など防災関連インフラの整備だけでなく、市全体の施策を推進するに当たって、災害対策の考え方は理念として持ち続ける必要があると考えております。現在、地域防災計画の見直しを考えているところでありますが、この計画とあわせて、今年策定される総合計画や関連する計画にもその考え方は生かしていかなければならないと考えております。

以上で答弁を終わります。

○2番（笹井義一君） それでは、これから2回目の質問に入ってまいります。大地震と、それから大津波対策について、これから2回目に入ってまいります。

ただいまの答弁では、これからその計画策定に入っていくというようなことでございました。しっかりと見ていきたいと思っております。

この大地震、先ほどの市長答弁の中では、新燃岳の噴火は出てきておりましたけれども、肝心の桜島が出てきてない。私どもが一番心配するのは、この桜島が身近なところに、我々の住んでいる真ん中の、錦江湾の真ん中の中にこの桜島があるということが、ひとつの大きな湾内で、もしあったときにということが心配されるわけでございます。

それで、これまでの桜島がどのような動きをしているのかということをやっと調べてみました。応仁2年、1468年、それから文明3年、1471年、それから文明8年、1476年。そしてこれからなんです。安永8年、1779年、安永9年、1780年、これは桜島北東部海上で海底噴火が発生しております。そして安政10年、その1年後1781年に同じ場所で海底噴火と津波が発生という被害が報告されているようでございます。このときに桜島の北東海上に新燃、硫黄島、新島ですね、燃島、それから硫黄島、猪ノ子島など6つの火山等が形成されているようでございます。

そして大正3年、1914年に爆発が起きまして、このとき桜島と大隅半島がずっと陸続きになったということでございますが、津波はなかったようでございます。

このように、今を遡る230年前、安政10年に海底噴火による津波が発生されるとしてとされておりまして、鹿児島湾北部沿岸の海水面が1.5mから1.8m上昇したとの記録があり、相当規模の津波が発生したことが予想されます。気象庁は津波警報を、大津波と津波の2つに区分しておりまして、大津波の高さを3m、4m、6m、そして10m以上の5種類に分けております。また津波は1mと2mの2種類に分かれております。

そこで質問をいたしますが、始良市区域の大潮時の満潮位、これはお盆のころが一番大潮になるわけですが、そのころの満潮位、海拔何mになるのか。それから2問目でございますが、始良市内の重富から須崎の海岸堤防の堤防高、標高は海拔何mになるのか。

それから3番目が、津波の高さを3m、4m、6m、8m、10m、それぞれ想定したときに、それぞれの津波が到達するおおよその見込み、位置をどのように想定できるのか。

これは始良、加治木、蒲生に5,000分の1の地図がございまして、道路など主要な位置を標高が示されておりますので、ある程度活用できるのではないかと。

それから——一応ここで置きたいと思えます。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

大潮時の満潮位の高さでございますが、1.4mでございます。それから、始良市内の重富海岸から須崎海岸にかけての標高でございますが、加治木海岸の黒川地区、振興地区、それから始良海岸の松原地区につきましては6.5mでございます。それから始良海岸の東餅田地区、これが5.35mでございます。重富漁港が5.0から5.3mでございます。

それから津波の高さの図面に落とした場合ということでございますが、大体10mの高さを想定して大まかに図面に落としますと、始良・加治木の市街地はほぼ全域というところになるようでござい

す。それから別府川沿いは蒲生地区の川沿いをずっと、蒲生の体育館の近くまで堤防の高さは大体約10m弱ぐらいです。

それから、思川沿いが縦貫道ですか、九州縦貫道のところまで、大体川の近くが行くようでございます。大体始良市に今回、2,500分の都市計画図をつくってるわけなんですけど、その中に道路の高さが大体入っておりますので、それによって想定線は入れられますので参考にできると思っております。

以上です。

○2番（笹井義一君） おおよそ検討がつくようでございます。またそのようなマップは、詳細なやつはまた別物として、これは後でまた要求させていただきたいと思えます。

それからもう一つ、各始良・加治木に学校があるわけでございますけれども、それぞれの学校、重富小、重富中、建昌小、始良小、帖佐小、それから山田小、柁城小、錦江小、加治木小、加治木中のそれぞれの校庭の標高といいますか、これがおわかりだったらお知らせ願いたいと思えます。これによって校庭の高さがあって、校舎があります。校舎が2階建て、3階建てありまして、ここで避難できるのかどうかということも一つの参考資料になっていくのではないかとと思えますが、それぞれの高さがわかりましたらお知らせください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

重富小学校で18mでございます。重富中学校が7mでございます。建昌小学校が10mでございます。始良小学校が11mでございます。帖佐小学校が7mでございます。山田小学校が20mでございます。加治木の柁城小学校が11mでございます。錦江小学校が5mでございます。加治木小学校が5mでございます。加治木中学校が9mでございます。蒲生地区でございますが、蒲生小学校が18mでございます。蒲生中学校が15mでございます。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） ただいまの話で、満潮位の海拔が大潮時のときが1.4m、それに10mの津波がぼんと乗ったときに11.4m、このような考え方でいいんでしょうかね。もののおおよその考え方として。

そうしたときに、重中が7m、それから建昌小が10m、加治木小学校、それから錦江小学校、低いんだなという感じがしますね、5mと5m。ですから、この辺はもう完全に飲み込まれるというような形になっていくのかなというふうに思われます。おおよそその辺がわかってきました。

それでは、この1項目目、大地震と大津波対策の3回目を質問いたします。

宮崎県と宮崎市は東南海、南海地震と、それから日向灘沖地震の発生に備えて、国の津波対策は待てないとして独自に津波ハザードマップの見直しを行っております。国の中央防災会議事務局は個別の地震の被害想定見直しは、東日本大震災の検証など同会議の専門調査会の結論を待って秋以降に始まる。そのため当面の対策として独自に津波の高さや避難所を見直すこととしておるといことで、今言ったようなことだと思えます。

そこでまず1点目の質問でございます。鹿児島県はどのような意向を持っているのか。協議をしたことがあるのか、その協議をしておれば、内容はどうか。

それから2問目ですが、鹿児島湾岸、結局錦江湾の中の桜島を想定して考えをしたときに、鹿児島

湾岸の指宿市、鹿児島市、姶良市、霧島市、垂水市、鹿屋市、そして錦江町、南大隅町の8市町は、県費と市町の出資で鹿児島湾内の地震と津波の規模などを検討し、8市町のハザードマップ作成につなげることは極めて重要なことだろうと思っております。

先日、鹿児島市の森市長がテレビに出演しまして、このことに触れられ、指宿市、鹿児島市、霧島市の名前は上がっておりましたが姶良市の名前が見えませんでした。どうなっているのかなという事で少し気がかりでしたが、地震津波対策協議会等の設置はどのようになっているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

2問、ご質問がありましたが、まず1点目のほうからお答えいたします。

国の中央防災会議では、今回の災害の検証を含めた見直し作業を開始いたしております。ことし秋以降になる見込みでございます。阪神淡路大震災を例にしますと、結論が出ましたのは半年ほどかかっておりますことから、今回の震災におきます国の結論が出ますのは来年の5月ごろじゃないかというふうに思われます。

したがって、鹿児島県といたしましては、国の結論が出る前に県地域防災計画の全体的な見直しを行うため、5月13日に副知事を本部長としました鹿児島県地域防災計画見直し検討委員会を立ち上げ、その委員会の中での作業部会で奄美豪雨、新燃岳噴火、東日本大震災の各災害における課題の洗い出しを行い、その課題に対しての対応を検討する方向で動き出したところでございます。今年度末をめどとしまして、県独自での見直しができる分の修正を完了したいということでございます。なお、この件については、本市は検討の協議はいたしてないところでございます。

2問目の回答を申し上げます。

現在、桜島の火山活動に対する防災対策会議としましては、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所、第10管区海上保安部、鹿児島地方气象台、鹿児島県、鹿児島県警察、鹿児島市、霧島市、鹿屋市、垂水市、姶良市、その他京都大学の火山学の専門家で構成しております桜島火山防災検討委員会がでございます。その委員会の席の中で今後提案をしてみたいと、かように考えております。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） 2問目のことにつきまして、ここで桜島火山防災検討委員会を開いてということで、さまざまな機関がここに入ってそして大学まで入ってということでございますけれども、大体この委員会、これはいつまで、どのようなことを、どういうふうにして、そして結論を出して地域防災にあるいは災害マップ、これはもうあくまでも私は津波とかそれから噴火災害、溶岩の災害とか、そういうものだろうと思うんですけれども、内容はどうなのかということと、今申し上げたように目的と、そしていつごろまでどのようなことを検討して、そして結論はいつごろ出すのかという、それはわかっておりますか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

今お尋ねの件でございますけれども、この検討委員会につきましては桜島の周辺の市町の、桜島が大爆発した際の津波高、そういうことの検討がされておまして、そのほかの検討事項につきましては把握してないところでございます。

○2番（笹井義一君） 把握してないということでございますけれども、その委員会の目的、そういうものはきちっとされているんじゃないんですか。ここで一番心配なのは海底火山の爆発、これの想定というのがやはり一番じゃないのかなど。最初から申し上げてるのは、やはりそういう想定をしたときに、この錦江湾の湾内のものというのは外には漏れていかない、そんなに。開聞岳からあの錦江湾の湾口から外に出るということではなくて、ほとんどはこの湾内のそこの中で、もし津波が発生したらそこにすべて帰っていくわけなんです。ですから、その辺が一番のテーマになっていかなければならないだろうと思うんですけれども、その辺がはっきりしておりません。どうなんでしょうか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

津波の高さにつきましてご説明いたしますが、平成17年に桜島火山防災検討委員会において津波の想定と申しますか打ち出されております。それによりますと、津波の高さは1.8mということを目安にされておまして、現在は鹿児島湾内に位置しております各市町につきましては、防災計画の中でも津波高は1.8mということで今記載がなされております。このことにつきましては今後、各関係市町におきまして見直しがあるというふうに思っております。

今後、この会は以前からございますので、議員の仰せのとおり、今後提案を申し上げていきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） ただいまの答弁は、これまではこうだったということですね。そして、やはり想定外のもので発生したときにどうなのかというのは、これはあり得るわけですから、ですから今言ったように、そういうものを想定して行って、そしてそれぞれの市町のハザードマップにそれが反映されていくということじゃなければならぬと思います。これは担当は危機管理は担当でそこに出席されるわけでしょうか、いかがですか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。議員仰せのとおりでございます。

○2番（笹井義一君） それではそこでしっかり意見を述べて、我々の言ってるようなこともやはりしっかり述べていっていただきたいと思います。

次に、2項目めの台風対策について2回目の質問を行います。

先ほどの市長の答弁では、堤防が高いこと、それから内堤側に余裕がないことが理由ということで、環境保全のところはあるけれども、それが今のところ用地がないからという、そのような理由も述べられました。

私も、松原に今ミニ開発がどんどんどんどん進んで、そしてそういう樹木も何もない中で、むき出しのところ住宅が建てられております。川のほうになりますけれども、別府川のほうになります、ちょうど河口のこっちのほうになりますけれども、台風が来ると潮風とそして軽石、これが屋根の上にもろにぼわあんとかぶってくるんです。よく私は、何でここにこんなふうになってるのかと、よく住んでる方から言われますけれども、あなた方はこれを承知して買われたんでしょうがっていうふうにお答えします。しかし、しかしやはり、いろんなことを考えれば、例えば堤防が非常に高いから、

7mあるからだから効果はないんだよとか、それから敷地がないと。敷地は今つくれば多いにあるわけでございまして、そして、もう一点は、やはり盛土を少しやって、その上に植栽することでこれは可能であると、十分防げると、効果があるということでございます。

ちなみに自動車試験場、始良の自動車試験場の脇に岩崎の土地がございまして砂が盛ってございます。今そこはいろんな樹木がうっそうと茂っております、そして野鳥などもよくここに来てさえずっております。また、つながっているもんだからそこを拠点にして海と、いわば海岸と林の中を行ったり来たりしながらやっていくと。

このようなことを考えれば、今やらなければ、今北山の、何というんですかあの施設がこっち移ってきてますけれども、あすこも今ならまだ何かできるのかなと。あのままむき出しだったら、潮が来ると本当にかぶってしまうだろうと、そのように考えております。ですから、できるときにこれはやっておかないと、後で、ああ、やればよかったといったときにはもうこれはできない。ですから、このあたりはしっかり考えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。この振興地区の海岸につきましては農地海岸であるということからお答えいたします。

今、議員のほうからありましたように、松原海岸のほうを見ますとそういうことで岩崎さんの土地が多いということで、うっそうと茂ったようなところがありますが、この振興海岸につきましては、今自動車運転試験場それから公園それから今言われました新進さんがもう既にそこに建屋をつくっておられます。堤防から言いますと、堤防の波返しのところから約30mから40mぐらいのところにもう既に建屋が建っているということで、内堤側を見ますと潮だまりがあって、管理道路があっても敷地というようなふうになっておりますので、そこに、できればそういう防風林的なものをつくればよいんですけども、なかなか用地というのが今はもう既にないということで、このような回答をしたわけでございます。

○2番（笹井義一君） 既にもう建物が建っているというようなことで、非常に厳しいということのようでございます。確かに堤防と潮遊びがあって、そしてこっちのほうに用地があるということで、大分開きはありますけれども、やがて、やはりここを一带の防風帯にしてしまっ、市民の憩いの場所というような形になってきたときには、それは多分生かされるであろうというふうに私は考えます。

それでは、台風対策の堤防のことでございます。

今、執行部のほうに写真をお渡ししてございますけれども、ルース台風が過ぎて、加治木のほうはまだ新しいようでございますけれども、始良の特に別府川沿いの堤防が、これはルース台風以降につくられました。それで、この時期本当にずさんな工事が行われているわけでございます。私ども小さいころでしたけれども、しっかり見ておりました。60年経過しまして、そしてコンクリートがもう劣化して、今ここに示してあるように玉石がもう既に出てきているような状況がございます。

ですから、この辺は、やはり基本的にはこれは堤防ですから河川あるいは農林の分野のところですので、国土交通省あるいは今農林水産部長が答えられましたように農林水産省の所管でございます。したがって、始良・伊佐地域振興局の土木あるいは農水が管理している、そういう施設であることは十分認識しているわけでございます。

しかしながら、市民の生命と財産を守るためには、これは県のあるいは国のものですよという、そ

ういうわけにはいかないだろうと。やはり市当局は、県と連携して施設の点検等も行いながらやるべきじゃないのかなと思っております。

そこで、こういう施設をこのような実態を、実際のほうと連携して点検等を行ったことがあるのか。もしなければ、今後このようなところについては、やはりしっかり見て対策を立てる、あるいは県と一緒に国に要望してこれを何とかしていくという、そういうことは考えられないか伺います。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

国土交通省管轄の堤防につきましては、通常はパトロールを行う点検を実施いたしております。異常が発生した場合は、始良・伊佐地域振興課の河川港湾課に連絡して立ち会いを求めています。今後は、海岸堤防と河川堤防は一体となっておりますので、連携して対策及び点検が必要であると感じておりますので、今後協議をしてみたいと思っております。

○農林水産部長（屋所克郎君） お答えいたします。

農林水産省所管の堤防につきましては、松原海岸の堤防それから加治木地区の振興海岸の堤防、それから黒川海岸の堤防とありますが、ここにつきましては、国分海岸保全事業促進期成同盟会というのが霧島市と始良市で結成をされております。この会におきまして、毎年1回現地検討会を行っております。これは県をまじえて行っております。ことしは5月の26日に実施をしております。松原海岸から振興海岸、黒川海岸それから隼人の振興海岸、住吉海岸それから国分地区の国分海岸、下井海岸という順番で点検をしております。そこの改修をお願いをする、要望をするところを見ながら県に要望しているところでございます。

またこの対策につきましては、この会の中の総会の中で県のほうから対策が示されるというふうになっております。

また、重富漁港海岸の堤防につきましては、ここは市の施設でありまして、維持管理につきましては同じく年に1回、市のほうでこれは点検を行っております。また台風等の後にも点検を行っております。ここは異常が見られた場合には、その都度対処していただくということでございます。この漁港につきましては、市の管轄でございますが、我々では手に負えない、もしくは相談するべきところがあったら県のほうにもお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） 回っているというようなことでございます。大概、堤防の全面的なものは補強をされたり強化されたりいろんな面でされておりますけれども、やはり局部的にどうしようもないというようなところがございます。

時間が少しになりましたので次に入ります。

排水対策の2回目でございますけれども、昭和50年代初期から宅造がどんどん進んでまいりました。そして水が、田んぼがつぶされて、これまで田んぼがダムの役割をしていた、30cmぐらい水はたまるわけです。これがなくなってどんどんどんどん、もう100%の雨が水路に流れ込んでいくというようなことになってきております。

先ほども言いましたように、例えばこういうこともあるんです。調査した結果で、試験場の横のこ

これは西本グラウンド沿いのところなんですけれども、例えば150m区間、現況の断面が幅が1 m60、この必要な計画が5 m、高さが90cmが1 m30、断面積が現況では1.44しかない、しかし改修には6.50必要であると。そして断面積が22%でしかないという、こういう調査結果が全部出てきているところでございます。しかし調査はされたけれども、なかなか進んでいかない。今ここでポンプアップまですべて合計した経費は1億4,000万円程度の1つの路線で経費がかかりますよというようなことでございました。先ほどの市長の答弁の中では、やはり今度は調査だけではなくて実施計画を立てていくという、そういうことであろうかと思えますけれども、その辺が非常に大切なところだろうと思えます。

それが一つと、もう一つ、この水路が前は土造であった水路がコンクリートになってしまった。それでコンクリートで狭くなるわけです。その残りは土手、土手といいますか土手で確保されておりましたけれども、住宅が建設されるときに埋め立てられます。そのときにもう水路の壁ぎりぎりまで宅地がせり出してきて、そして水路に食い込んでくる。そのような状況で、水路の拡幅が不可能なところがたくさん見受けられるわけでございます。

そこでお伺いしますけれども、市は各水路の境界確認調査を行い、そして明らかに用水路にあるいは排水路に水路用地に宅地が食い込んでいると、このようなところについては、原形復旧命令を行うべきと思いますが、どうでしょう。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

市街地の排水対策につきましては非常に大事なことで思っております。今後はぜひ、市街地の排水対策につきましては取り組んでいかなければいけないと思っております。

水路の幅といいますか境界の件でございますが、建物を建てられる当時、資料等をちょっと調査してみなければわかりませんが、多分、水路との境界確定がされていないんじゃないかということが推測されます。今後はそういうところは、境界立ち会いを今現在は、やっているわけなんですけど、十分そういう地区は調査をいたしまして、今後どのような対処方法ができるか検討していきたいと思っております。

○2番（笹井義一君） それでは、今のこの関連にいたしまして、具体的な事例について質問をしてみたいと思います。場所は加治木本町のこれは萌芽ゼミナールの裏の水路でございます。平成22年6月の豪雨で両側の護岸が崩落しまして、そしてもう家が傾く、家に被害が及ぶというようなことで、町単独の災害復旧として773万8,000円の事業費をかけてこれは修復されております。で、下流側に向かって右側はブロック積みで原形復旧いたしております。ところが、左岸側は護岸の根元にちょうど石が積んであって塀ブロックが積んであって、そういうところのところ、その根元のところに矢板を打ち込んでしております。

ここに写真がございましてけれども、この片方側のほうは護岸のちょうど天端のところに基礎が来ているような状況に見受けられるわけです。ですから、護岸の根っこのほうに矢板を打ち込むと、これは当然断面が狭められてまいります。——これが災害を受けたときの写真。そして矢板を打ち込んだ写真がこれでございますけれども、真つすぐ直立に立っておりますので、大分この断面が狭められてきているようでございます。

それで、応急措置としてはこれはもういいんですけれども、その後の対応に不備があったように感

じるわけでございます。それはなぜかといいますと、打ち込んでそのままになってしまった。しかし先ほど言いましたように、境界線をしっかりもう一回そのときに確定してもう一回、立ち会いのもとに境界線を確認して、そこに改めてもう一回きちっとした矢板を打ち込むことで、これはその境界という部分もしっかり確認されたのじゃないのかなと思っております。

それでちょうど日豊本線沿いの脇のほう、何といいますか、新道屋を加治木のほうにおりたあの道路をずっと役場のほうに来たところのものでございますけれども、その道路に床版橋、橋がかかっておりまして、この断面をはかってみました。下幅が1.3、上幅が2.2、高さが1.55、そして矢板部分の断面をはかってみますと、下幅が1.4、上幅が1.9、高さが1.55、断面積が5.12ということで、断面積が0.31m²、わずかなこのところは量でございますけれども、これを流速が速さが、流れる速さを5mと仮定したときに1秒間に1.55m³、1分間には93m³、1時間には5,580m³、ドラム缶に換算しますと2万7,900本分の水が流れていかないことになります。

そして仮に湛水地、低い地域があるんです。裁判所と、——法務局ですか、裁判所ですかね、あれと加治木高校の北の道路から、この北のほうに低い土地がございます、そこが大体5,000m²ぐらいの面積だろうと思いますが、これを1時間当たりどの程度湛水するかということを経験してみると、1時間に1.12m、これを流速をもうちょっと変えてみますと、これで流れる速さで流れる量というのは変わるし、これを3mと、流速を3mと仮定しても、1時間当たり67cm、70cmぐらいずつたまっていったよ。面積が狭ければ狭いほど水はたまるわけです。ですから、これは矢板を打ち込んでいる区間が18.5mありますから、やはり流れ切らずにそこで遮断されていく。いわば流れが少ししか流れていかないということになります。

そこで質問をいたしますが、この位置から上流の加治木高校それから裁判所に囲まれた低地部の住宅は、かねてから床上浸水もあるというようなことを聞いております。このままの状況を放置すると湛水被害が拡大するであろうと、このように思うわけでございます。このことについてどのように考えられるのか。

それから、水路用地と民地の境界設定を行って、今ならまだできるんです、行って適正に対処する必要があると思うが、このことについてお答え願います。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

昨年の豪雨で今おっしゃる地区の護岸が、両側崩壊したわけですが、両岸の住宅に影響を及ぼすおそれがあったので、最善の工法としてブロック積みと鋼矢板の打ち込みで復旧いたしました。これまでもこの区間は整備の工事は計画しておりましたが、JRとの協議それから隣接地の住宅それから水路の線形とか、そういう問題がありましてなかなか事業の実施に至っておりません。

そのようなことから、現在、県道栗野加治木線の道路面を走ってくる水が、小山田のほうからはあるわけなんです、それと九州縦貫自動車道、それから10号バイパスの路面排水等が全部その水路からこぼれた水が全部今この水路に、栗野加治木線の道路を走ってくるわけです。現在、その国道10号線の路面排水の工事を実施いたしております。23年度の完成予定です。

○2番（笹井義一君） そのことはいろいろ聞いております。あのバイパス、今工事中のあのバイパスから下の流域だけでも相当な流域になります。ですから、相当量の水が来るだろうということは想定できます。

最後の質問をいたします。災害復旧工事は当然行うべきであり、適切な措置であったとこれは評価します。ただし、被災を受けた被害を受けた2戸の救済、それと上流の低地にある数戸の湛水被害を防止すること、これはやはり同じ住民にとっては同じことだと思います。ですから、行政の責任として講じなければならないこと、これをやはりしっかり水を流すような措置を講じなければならない。この対応は市長の政治判断が不可欠だと。職員のところでは、もう済ませたものをもう一回ということとはなかなかできないだろうと思います。ここは市長の政治決断が不可欠だと思いますけれども、市長の考えをお聞かせ願います。

○市長（笹山義弘君） 議員仰せのとおり、昨年の水害による水路ののり面が崩れたわけですが、その処置は議員も評価いただいているところであります。以前からこの低地の浸水ということについてはずっと懸案として残っているわけでありまして。それらを含めて、事業を国・県等々の事業も見ながら、一部少しでもこの地域の解消が図れるように今後とも努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） これで笹井義一議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。10分程度。

（午前11時08分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時18分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、1番、本村良治議員の発言を許します。

○1番（本村良治君） 登壇

議席番号1番の本村良治でございます。所属を始良ニュータウン東自治会でよろしく申し上げます。まず1問目、市長の政治姿勢について。津波対策について。

1、錦江湾の湾奥に位置する我が始良市では、湾の兩岸の地形からしてどのような形状の津波襲来を想定されるか。1の結果で、始良市のどのあたりまで浸水すると現段階では想定しているか。3、住民の避難場所をどのように設定されているか。4、このような非常事態を市民に知らせる情報伝達の手段は何か。また、市民に情報はしっかりと伝達されるか。市内の各自治会の自治防災組織をどのように機能させるのか。6、要援護者への対応はどのように想定しているか。

川内原発にかかわる放射能の影響について。

1、今回の原発事故について、市長はどのような感想を持ったか。我が始良市は川内原発から約30km圏内に位置し、風向きによっては始良市全域が汚染される状況が発生するとも限らない。ちょうどさきの新聞、テレビ等で報道された福島県の飯館村とはほぼ同程度の位置関係にあるが、市長として当面、既存の1号機、2号機の安全対策について何らかの具体的な要請行動をするべきと考えるがどうか。3、始良市として放射能の拡散をどのような方法で把握し、それをどのような方法で情報を伝達するのか。4、市民への情報伝達網は整備されているか。5、薩摩川内市の周辺の自治体では住

民の命と財産を守るために、3号機増設に対して増設反対の意思表示をし、要請行動を展開しているが、このことについて市長はどのように考えるか。

2問目に入ります。大型団地の汚水処理施設の始良市への移管問題について。

今後の汚水処理施設の市への移管スケジュールはどのようなものか。2、汚水の処理手数料の決定はどのような方法でなされるのか。その決定の際、団地住民のかかわりはどうなるのか。

3問目、子育て支援策について。

1、学童クラブについて、市長はどのような基本的な認識を持っているか。2、始良市内にはどのくらいの学童クラブが存在するか。3、子育て支援の中で学童クラブをどのように位置づけているか。4、これらのクラブについて、市はどのようにかかわっているのか。5、学童クラブの運営に始良市はどのような支援を現在行っているか。6、今後、クラブに市としてさらなる補助金の増額とか具体的な支援策をとる考えはないか。

2回目の質問は質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

本村議員のご質問にお答えいたします。

1問目の市長の政治姿勢についての1点目の、1番目から3番目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

さきの震災直後、県危機管理防災課や鹿児島地方気象台に、本市に影響を及ぼす可能性のある津波について尋ねたところ、「鹿児島湾奥に位置する始良市は外洋に面しておらず、鹿児島湾入り口が狭いことや鹿児島市と桜島との間が狭まっていること、さらに湾奥が広がっていることから、日向灘沖等で発生した地震に伴う津波については、さほど大きなものにはならないが、湾奥のマグマだまりや桜島の大噴火に伴う地震発生直後の津波のほうが大きな被害となるであろう」とのことでありました。

このことを踏まえて、現在、地域防災計画を見直したいと考えておりますので、議員ご質問の津波の形状や到達位置、避難場所等につきましては、地域防災計画の見直し後に公表したいと考えております。

なお、津波に対する市街地における避難場所につきましては、耐震基準を満たした建物を津波避難ビルとして指定できないか早急に検討してまいります。

4番目のご質問についてお答えいたします。テレビやラジオのほか、始良市独自の防災行政無線や携帯電話等へのメール配信などさまざまな伝達手段を一斉に活用して、住宅への情報伝達を行ってまいります。

5番目のご質問についてお答えいたします。

共助としての役割を果たす自主防災組織には、日頃から地域での防災訓練や危険箇所の把握に努めていただき、地域住民の避難が迅速かつ安全に行われ、さらに避難生活が長期化した場合は、避難所運営をみずから行えるよう機能させたいと考えております。

そのため、現在県が実施しております地域防災リーダー育成講座の受講等に積極的に取り組んでいるところであります。

6番目のご質問についてお答えいたします。災害時要援護者への対応につきましては、災害発生の可能性がある段階で、市として避難準備情報を発令し、その情報に基づいて自主防災組織や介護事業所、消防団等の支援者が要援護者の避難を支援する体制がすべての地域において整備できるよう、自

主防災組織等と要援護者の支援について協議していきたいと考えております。

2点目の1番目のご質問にお答えいたします。原子力発電はその安全性が担保されているということが前提条件であると考えておりましたが、想定外という言葉が繰り返されている現状や、国民が理解しやすい明確な説明及び情報提供の不足などから、原子力発電に対する安全神話は大きく揺らいでしまったと感じております。

また、人間が自然をコントロールできるという考えが錯覚であることは、人間の自然に対する無力感を改めて感じたところであります。

2番目のご質問についてお答えいたします。先月19日から20日にかけて、長崎県壱岐市で開催された九州市長会総会において、原子力発電所の安全対策に関する緊急決議を全会一致で採択し、九州市長会として、九州電力及び経済産業省などの関係中央省庁へ要請したところであります。なお、議員ご指摘の30km圏内などという防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲も、早期に検証し、その範囲の拡大をはじめ、原子力安全委員会の防災指針の見直しを早急に行うよう、決議文に包括したところであります。

3番目から5番目までのご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

現在の国の原子力防災指針では、原子力災害が発生した際、行政や各機関がどう対応するかを具体的に計画しておく地域（EPZ）の基準を定めており、これに基づき、鹿児島県いちき串木野市、阿久根市が原子力防災計画を策定しております。また、さきの福島原発事故後、県の計画見直しについて、伊藤知事は、4月の定例記者会見で、国の安全指針に従って、地域が決められ、計画が定められているので、県単独で見直すことは難しく、見直しは国との共同作業になるため、多少の時間がかかるとの見解を示されました。

ご質問の放射性物質の拡散状況の把握や市民への情報伝達、さらには避難誘導等に関しましては、国や県が見直しを行い、それに伴って、始良市としての原子力防災への対策を決定した後、市民へ公表したいと考えております。

なお、放射性物質の拡散に関する情報の把握は、県のホームページ等で公表されている放射能測定値を注視し、また、市民への情報伝達や避難誘導等に関しましては、現在の地域防災計画に定めております、その他の災害等対応などに準じて行っていきたいと考えております。

6番目のご質問にお答えいたします。原子力発電の安全性が大きく揺らいでいる現状から、先ほど申し上げましたように、その安全対策が確立された状況には至っていないと言わざるを得ません。そのようなことから、九州市長会としましても、九州電力及び関係中央省庁へ、市民の安全・安心な暮らしを守るという観点から要請を行ったところでございます。

今後におきましても、継続して国及び九州電力へ要請してまいります。

次に、2問目の大型団地の汚水処理施設の早期始良市への移管についての1点目のご質問にお答えいたします。

大型団地の汚水処理施設等の始良市への移管に向けた資料収集と協議を進めるための部署として、本年4月に水道事業部内に新たに下水道課を設置いたしました。現在、下水道課において、移管に向けた汚水処理施設現況等調査を専門業者に委託して行っており、その調査結果は8月末に報告される予定であります。

市への移管を含めた今後全体スケジュールにつきましては、この調査結果を受けての検討となりますことから、現段階で明確にお示しできる状況ではありませんが、移管の時期につきましては、でき

るだけ早くお示ししたいと考えております。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

市への移管にあたりましては、さまざまな課題があると考えますが、処理手数料、いわゆる使用料もその1つであると認識しております。現段階では、使用料の額等につきましても明確にお示しする段階にはありませんが、市への移管にあたり、現在の額から変更されることが予想される場合には、団地管理組合と協議を行い、住民の皆様方へは説明会の開催などが必要になると考えております。

次に、3問目の子育て支援策についての1点目のご質問にお答えいたします。

児童クラブは、保護者の方が仕事などの理由により、昼間家庭にいない場合におおむね10歳未満の子どもに対し、小学校の授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るための施設と認識しております。

2点目のご質問についてお答えいたします。児童クラブの設置数につきましては、旧町ごとにお尋ねでありますので、旧始良町地域に8カ所、旧加治木町地域に5カ所、旧蒲生町地域に2カ所であります。

3点目のご質問についてお答えいたします。児童クラブは、子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能の低下が指摘される中で、放課後及び長期休暇期間における子どもたちの安全で健全な活動場所の確保とあわせて、就労と子育ての両立を図るための支援と位置づけて実施しているところであります。

4点目と5点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。児童クラブと市との関係につきましては、県の定める放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、市の実施要綱を定め、児童クラブの運営に要する経費の一部を補助し、また、適正かつ健全な管理運営を確保するために必要な助言などを行っているところであります。

6点目のご質問についてお答えいたします。児童クラブの支援策につきましては、平成22年度において、補助金の額を増額しており、市の実施要綱に基づき、引き続き支援をしていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○1番（本村良治君） 答弁書の中に防波堤計画を見直すことに、津波の形や到達位置、避難場所について公表したいと考えておりますという答弁ですが、震災は待ってくれませんかから、いつになったら公表にこぎつけるのか、そのめどをお願いします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。今後専門的な業者等に委託することになりますけれども、その前に県の関係者、それから、鹿児島県地方気象台等のご意見等をいただきながら、地域防災計画の見直しをしまいたります。めどといたしましては、12月までには見直しを行いたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（本村良治君） 原発問題について確認をしておきたいと思いますが、まず、川内原発1号機、2号機はいつ設置されたものですか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。川内原発は、昭和59年に1号機が稼動を始めておりまして、27年、現在で経過をしておるところでございます。2号機につきましては、昭和60年に稼動しております。

以上でございます。

○1番（本村良治君） 今の答弁で大分老朽化しているということがわかりましたが、耐震設計は、いつの段階で耐震マニュアルというようになっていきますか。耐震設計。

○議長（兼田勝久君） 川内原発の耐震設計という意味ですか。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。耐震の基準が設けられておりますのは、昭和57年、30年前から基準が設けられております。

○1番（本村良治君） とすると、大分耐震設計も古いわけですから、やはり、この際、1号機、2号機についても何らかの具体的な要請をするべきではないかと思いますが、このことについて、市長はどのように考えられますか。

○市長（笹山義弘君） 原子力発電の政策につきましては、これは、国がその方向性等しっかり安全性を含めてお示しただけのものというふうに考えます。また、そのように、今福島原発の状況を受けまして、国においても、いろいろと見直しをその電力会社等に指示をされているというふうに考えております。

そういう中であって、この設置基準、それから、安全確認等々についても、鋭意国において今されているというところでありますので、私としましては、そのことをしっかり見守っていきたくて、そして、いきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（本村良治君） 2問目の2回目の質問に入ります。使用料の設定については、団地管理組合と協議をするということですが、大体協議をする場所や、どんなことを協議すると想定されていますか。

○水道事業部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。団地組合との協議についてでございますが、市長のほうも先ほど述べられましたが、最終的にはその使用料の問題が一番住民に直結する問題ではないかと考えております。

これにつきましては、現在調査をしております、市長も述べられましたが、8月の末の調査報告がなされます。それについて、各大型団体の経営状況が把握でき、また、今後、市に移管する場合の財政面の検討をしていくこととなっております。早い時期に結果を出したいと考えております。

終わります。

○1番（本村良治君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、本村良治議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。昼の会議は1時から開会いたします。

(午前11時48分休憩)

○議長(兼田勝久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後1時00分開議)

○議長(兼田勝久君) 一般質問を続けます。

次に、23番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○23番(湯川逸郎君) 登壇

平成23年第2回定例会で4番目に発言の許可をいただきました建昌自治会の湯川逸郎でございます。一般質問にあたり、3月11日東日本で発生いたしました大規模な地震、津波、また原発事故など、度重なる大災害から、3カ月が経過いたしておりますが、6月19日現在で死者1万5,462人、行方不明者7,650人、避難及び転居者の方々が12万4,594人であります。多くの犠牲となられた方々や余儀なく避難生活をされておられる被災者の方々が、一日も早く元の日常生活に戻られることを心から願うものであります。

この世界的に類のない大惨事に対しまして、政府は5月2日復興費として4兆153億円の第1次補正予算が国会を通過し、被災地においては復興への取り組みが行われている状況であるように思います。また、少子高齢化社会の中で、高齢化の扶養負担は社会問題として一層高まるものと予想されます。

本市においても、5月1日現在で65歳以上の方が1万9,220人で、高齢化率が25.4%であります。また、県内で一番暮らしやすいまちの実現に向けて、土地利用においても、自然を大切にしながら、秩序ある活用を図られることが必要でありますので、十分その方向性をたどっていただきたいと思っております。

以上のようなことをもとにいたしまして、さきに通告いたしました3点について一般質問を行います。

1点目は、生活介護世帯の介護者への支援についてであります。内容的には、介護保険事業で地域密着サービスは、市が事業者指定を行い、原則として市民のみが保険給付の対象であります。そのサービスとしまして、在宅サービス、施設サービス、福祉用具購入等のその他のサービスと3種類に分類されております。

そのサービスのおのおのの受給者数、標準給付費の状況と家庭介護世帯への給付サービス状況及び家庭介護世帯の介護者への支援について、具体的にお示しをお願いします。

2点目は、地域防災計画、水防計画の基準値等の見直しについてであります。内容的には、災害対策基本法(昭和36年法律223号)に基づく始良市防災会議条例において、始良市地域防災計画及び始良市水防計画が、平成22年3月23日に制定されております。今回の未曾有の大災害であります東日本大震災、原発事故の災害を踏まえ、これまで始良市の地域にかかわる危機管理において、災害から市民を守るための地域防災計画及び水防計画の基準値等の見直しを行う必要があると思っておりますが、具体的にお伺いいたします。

3点目は、今後の企業誘致と用地活用についてであります。市長は、優良企業の進出のために企業

立地ガイドを作成され、優良企業の進出を期待しておられますと思いますが、始良市誕生のこれまで何件の企業誘致の相談がなされたのか、その経緯と今後の用地活用について具体的にお伺いいたします。

以上、3点につきまして質問をいたしますので、市民の方々にわかりやすく、誠意あるご答弁を求めます。あとは一般質問席にて質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯川議員のご質問にお答えをいたします。

1 問目の家庭介護世帯の介護者への支援についてのご質問にお答えいたします。

地域密着型サービスでは、認知症対応型通所介護が4施設、小規模多機能型居宅介護が6施設、認知症対応型共同生活介護が12施設の計22施設を指定しております。

サービスごとの受給者数及び介護給付費としては、認知症対応型通所介護が68人で約902万円、小規模多機能型居宅介護が129人で約1,791万円、認知症対応型共同生活介護が170人で約3,707万円の計367人が利用され、介護給付費は約6,400万円となっております。

また、受給者の支給限度額から見る利用率は、認知症対応型通所介護が62.3%で、小規模多機能型居宅介護が78.8%となっております。

次に、家庭の家族介護者への支援の状況と支援策であります。介護保険制度は、介護者を支援するために、介護を社会全体で支えるという趣旨でできた制度で、訪問介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所をはじめ、訪問介護、福祉用具の貸与や購入補助、住宅改修等さまざまな介護給付等が制度化されています。

これらのサービスを適切に組み合わせることで、要介護認定者等や家族介護者への支援につなげられるものと考えます。

それでも、介護給付等だけでは、介護負担の解消につながらない方々も中にはおられます。その支援策としまして、本市においては、紙おむつ給付券交付事業、寝たきり高齢者等出張理美容サービス、家族介護者交流事業、認定症サポーター養成講座を実施しております。

また、これらの制度の網目を補うことができるように、現在、要援護高齢者世帯の実態把握と台帳整備を進めておりますので、始良市内の居宅介護支援事業者、主任介護支援専門員との連携・協力を密にとりながら、それぞれの事案に個々に対応し、介護負担の軽減に取り組んでいきたいと考えております。

次に、2 問目の地域防災計画・水防計画の基準値の見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在、始良市の地域防災計画は、風水害等の一般災害や海上災害、航空災害、鉄道事故、道路事故、危険物等災害、林野火災などの特殊災害及び地震対策、火山災害対策を想定して策定されており、それぞれに予防、応急対策、復旧・復興を記載しております。

地域の防災計画の見直しにつきましては、さきの本村議員のご質問にお答えしましたように、鹿児島湾奥のマグマだまりや桜島の大噴火に伴う地震発生直後の大津波を想定した地域防災計画の見直しを専門家や桜島火山防災検討委員会等に意見をお聞きしながら行い、さらに原発事故への防災対策につきましては、今回の見直しに伴い、原発からの距離や事故発生直後の一般的な避難に適した建物構造等を記載する形で行いたいと考えております。

また、水防計画における水位基準等の見直しにつきましては、洪水等の発生がないことから、現段

階では考えておりませんが、今後、河川を管理する県とも協議を行い、状況に応じて必要な場合は、基準の見直しを行っていきたいと考えております。

次に、3問目の今後の企業誘致と用地活用についてのご質問にお答えいたします。

企業立地ガイドは、昨年9月に作成し、県をはじめ、各関係機関へ配布をし、また、企業訪問を行う際の資料として活用して、企業誘致に努めてまいりました。

昨今の厳しい経済情勢であります。始良市誕生後、3月には株式会社国元商会と、また、5月には有限会社隼人サービス部品を立地協定を締結しております。

始良市は県本土のほぼ中央部に位置し、県内でも利便性の高い交通ネットワークを誇っており、県内外から流通業、倉庫業、事務所店舗等とさまざまな業種の方から、現在まで20件ご相談を受けておりますが、企業進出までには至っていない現状であり、現在も3件の企業等を交渉中であります。

企業立地ガイドに掲載されております用地は、工業、物流用地、事務所店舗等幅広くさまざまな業種に適した利便性の高い用地であり、多種にわたる企業の誘致を進めてまいります。

新たな雇用の創出、地域経済も浮揚発展のためにも、今後とも企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○23番（湯川逸郎君） 第2質問に入らせていただきたいと思っております。まず、家庭介護世帯の介護者への支援についての第2質問でございますが、今答弁いただきましたところ、市が指定した業者、指定事業所が22施設、その中で保険給付的には6,400万円ということで示されましたが、やはり施設サービスにおいて、介護老人福祉施設、それから、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の施設がございます。全体的には22と書いてございますが、これは、家庭介護的なものとあわせて計算されてあると思っております。今申しましたように、在宅サービス、あるいは老人福祉施設、老人保健福祉施設、それから、療養型医療施設の受給者と、それから、標準給付的なものは幾らなのかをちょっと聞かせてください。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。ただいま答弁申し上げました数字は、地域密着型サービスということで、始良市に指定権のある事業所の数でございます。そして、この始良市に指定しました事業所については、始良市民だけが利用できる施設ということでご答弁をさせていただきました。

介護保険制度の中には、このほかにも今申されました、施設サービスにも3形態ございますし、そのほかにも、たくさんのサービスがあるわけございまして、全体の数字で申し上げますと、施設サービスで22億4,500万円、それから、施設外、在宅サービスで25億3,100万円という数字の介護給付費が、22年度見込みとして今現在上がっているところでございます。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 確かに今答弁がありましたように、市が指定しているものについては、密着型の地域的なものだと思っております。そのほかにも、さっき私の質問は、本当に保健施設として相当な予算が組まれる中で、先ほど述べられた6,400万円です。足りるのだろうかというようなのが不安に感じたわけです。

たったこれだけと、それから、医療的なもの、それから、老人福祉、医療的なものを考えますと、

次のような状態になっていくんじゃないかということで、私は考えているわけです。

介護保険法が平成9年12月17日制定され、第2条に要介護状態、また、要介護状態となる恐れがあって、その状態に必要な保険給付を行うものでありますが、第2条第4項において、保険給付の内容及び水準は可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮しなければならないと、ここに示されております。その中におきまして、介護保険サービスの中において、寝たきりや、先ほどありましたように、寝たきりや認知症など、介護を必要とする状態になったときに、介護保険を利用していろいろなサービスを受けることができますが、そのサービスの中で、家族介護慰労金の支給ができる内容も示されております。

そこで質問に入るわけですが、介護される家庭へのサービス内容について、おのこの家族介護慰労金の支給ができる内容も示されておるといようなサービスの内容についてお示してください。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。家族介護慰労金という制度は、当然持っているわけですが、これの中身としましては、要介護4、5の非常に重たい介護度に、俗に言う寝たきりに近い状態の方を1年間1回も介護サービスを利用しないで介護されたときに10万円を支給するという制度でございます。

ただ、合併以前からこの制度を利用したことは今のところないわけでございます。制度としては持っているんですが、と申しますのは、介護保険制度が核家族化の振興等による家族で支える介護が立ち行かなくなるということでできた制度でございます。そういうことから、サービスを利用させていただいて、介護の軽減を図るとい趣旨の目的からでございますので、この家族介護の方々に対する現金支給というようなものは、制度としてはあるんですけども、現在のところは、そのほかにはないということでございます。

○23番（湯川逸郎君） 規定的なもので申しますと、やはり鹿児島県内でこの先ほど言いましたように、非課税世帯の家族介護を主体に行っているんじゃないかを感じるわけですが、そういうものでありますと、やはり、家族介護慰労金の支給というのは、対象者がぐっと縮まってしまうので、そのあたりをやはり今後考えるべきじゃないだろうかということで、私は質問しているわけです。

そこでお尋ねいたしますが、鹿児島県内で、非課税世帯以外の家族介護を行っている世帯、それから、慰労金をほかの市町村が、どのくらいの市町村がこういうものを活用しているかということをお尋ねいたします。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。家族介護の他の市町村のということでございますけれども、ただいま私が申し上げました要介護4、5への寝たきり状態のある方々へのサービスがつかなかったことに対する制度というのは、これは介護保険制度が持っておりますので、全市町村対象でございます。

ただ、なかなかこの制度を利用して支給というのは、実態は知りませんが、恐らくたくさんはないのではないかと。非常に重篤な方を介護しながら、1回もサービスを受けないというのでは非常に実態に即さないということもございまして、恐らくないのではないかとというふうに推測するところでございます。

それから、非課税世帯の関係でございますが、介護保険制度は、制度の中に高額サービス費というのが支給されてきて、ある程度の金額を超えた場合は、それ以上は給付費を払う必要はないという原則1割負担であるんですが、その中で、非課税世帯においては1万5,000円、そのほか、本人が非課税の場合も2万4,600円、課税世帯においても3万7,200円以上の負担は高額介護サービスから給付されるという制度でございますので、制度の中に経済弱者の方々へ配慮をした制度を盛り込んでいるというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 確かに非課税世帯になりますと、負担的なものが1万5,000円、それから、ほかには3万7,000円というようなことが出てくるわけですが、やはり法は全国的にあるわけですが、実際、そういうものが、自宅でみていらっしゃる方、あるいは施設で過ごされる方に対しても、最終的には我が家でサービスを受けたいというふうなことをおっしゃるわけです。そういうことを考えますと、要介護4と要介護5の方々が介護施設で入所されている。じゃあ、反対に介護保険料はどのくらい使っていらっしゃるんだろうかということをお聞きいたします。これは別々に、要介護4の場合と要介護5の場合の区別をお願いします。

○福祉部長（小川博文君） 介護保険料の関係ということでしょうか。

介護保険料は、介護度には関係ございませんで、所得段階別の7段階ということで徴収することになっておりまして、標準で申し上げますと、月額、ちょうど真ん中のところと考えていただければいいと思いますが、月額4,000円、年額4万8,000円という介護料でございますが、介護度には関係はないところではございますが、サービスの給付という観点からいきますと、要介護5の方と要介護4の方では、その介護保険は支給限度額がございますので、重たい方のほうが給付額は月額をたくさん受けられるという制度でございますので、そういった意味で言えば、その介護度ごとに差が出てくるということでございます。

○23番（湯川逸郎君） 今、部長の方から答弁がありましたように、要介護4、要介護5の重たいほうということでございますが、これは先ほど差がありますと答弁がありましたので、その差がどのくらい出てくるのか。要介護4では幾らか、要介護5では幾らかということをお述べてください。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

要介護4の場合は30万6,000円です。要介護5の場合が35万8,300円が月額の支給限度額というふうになっております。

○23番（湯川逸郎君） 先ほどからずっと言い続けていますが、介護保険をいかにして上手に使うかということの中で、要介護4、要介護5の方々が要介護4においては30万6,000円、要介護5の方々が35万8,000円という月に支払われる。これは施設へ行かれる介護保険の保険料でございますが、各家庭で家族的に行った場合の標準的に使われている分は、どのくらい使われているのかをお示してください。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

いろいろなケースがあるわけでございまして、今私が申し上げました4、5については、これは在宅サービスの方の給付限度額で、もし施設に入ると当然この額を超えるわけでございまして、介護報酬というのが40万円ぐらいになってくるのかなと思いますが、在宅の方が使える支給限度額でございます。

そして、この範囲内でサービスを受けるということですので、あるいは、在宅の介護を受けていらっしゃる方については、家族のいらっしゃる方は残された機能を生かして、足りない部分を家族が介護するとか、あるいは、自分でもこの部分はいいとか、夜間になれば娘さんが帰ってくるとか、子どもさんがいるとかいうことで、サービスのいろいろな組み合わせをしながら使われるということになるかと思っておりますので、その介護度で幾らというのは、ちょっとここではわからないところでございます。

○23番（湯川逸郎君） このことの締めくくりになると思いますが、介護保険がスタートした時点というのは、在宅介護が目的でありました。そして、今回答弁でいただきましたものにつきましては、やはりそういうことは別にございます。介護保険制度は介護を支援するために、介護を社会全体で支えようという趣旨でできていますという制度ですということで、最初からとは若干変わっているわけですが、今日では非常に施設等での介護が主となっているように思います。

で、高齢者の方々が約80%の方々は、先ほども若干申しましたが、住みなれた自宅で余生を過ごしたいと望んでおられるとの報道も十分にお耳にされたと思います。そのようなことを考慮しますと、実は、今回、本市において痛ましい事件が発生いたしましたことで、在宅で介護されておられる方々に対して、どうしてもこのことは生活的な面が入ってくると思っております。そのためにも、市が条例化を図って、県下一住みやすい始良市としての在宅介護者への手当を支給されるお考えはないのか、市長の見解をまずお聞きいたしたいと思っております。

○市長（笹山義弘君） 介護保険制度を活用しての地域で支えるという趣旨がございますでしょうけども、あくまでもこれは申請主義でございますので、ご本人もしくはご家族の申請に基づいて、この介護保険法に基づく種々の手当をさしていただくということになってこようと思っておりますので、そのように理解しているところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 今後の介護保険の在宅支援につきまして、非常に問題が多いところがたくさんありますので、最後の文章に書いてありますような、検討される、制度の網目を補うということも十分に発揮されるような条例改正等と、条例等を策定されることを望みまして、このことにつきましては終わりたいと思っております。

次に、地域防災計画と水防計画の基準値の見直しについてでございます。

このことにつきましては、さきに2名の方々がすべて触れておられます。十分にお聞きいただきましたが、やはりその人その人のお考えがございますので、私は私なりの考えで、この地域防災計画・水防計画についてお尋ねしたいと思っております。

今回の東日本大震災を考えると、行政のみで補えない地域防災組織が最も重要であったなというのを痛感いたしました。この始良市防災会議条例に基づく防災計画、水防計画を遂行するためには、

各自治会等での自主防災組織と連動して、地域住民への周知徹底等が必要と思いますが、具体的に自主防災組織との連動ということで、どのような計画を立てていらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、避難の一番重要なところは、自主避難及びその自主避難を手助けするのが自主防災組織でございます。

自主防災組織につきまして、危機管理課といたしましては、まだ市内全域が十分機能してない状況でございます。そういうことからいたしまして、今後、地域のリーダー、自治会長さん等でございますけれども、そういう方々を積極的に県の防災センター等を活用いたしまして指導し、自主防災組織の強化を図ってまいりたいということでの考えを持っているところでございます。

○23番（湯川逸郎君） 今までのこの地域の防災計画あるいは市の地域防災計画・水防計画等を見ますと、非常に行政のみが中身ついて知って、地域の人は知らないということが非常に多うございます。そのようなことを私は常々感じていたわけですが、今回の非常事態が起こった時点において、緊急時の自主防災及びハザードマップによる避難場所、地域災害時の作業機器等を行政として十分把握されることが最も必要ではないかと思いますが、地域とどのような連携をとりながら今回までその地域防災組織というのを見てこられたのか、指導してこられたのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、自主防災組織は地域に完全に根づいてはおりませんが、市内各自治会で結成がされているところがございます。そのようなところで避難もしくは講習等の依頼がありましたときに、防災係のみでなく、先ほど申し上げました県の防災研修センター並びに消防署と共同のもと、訓練等を行っております。

その中で、自主防災組織のあるべき姿等につきまして逐次ご説明を申し上げ、今後の活動に生かしていただくようにしているところでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 努めてまいりたいということでございますが、私としましては、行政として十分に把握していらっしゃるのかなというのが実際の質問の内容でございますが、その中で、市が定められた避難場所、それは地域によっては本当に危険なところを通りながら避難所に行かなければならないわけですが、用排水路等が冠水して、危険な箇所を通り、目的地の避難場所まで行かなければなりません。そうしますと、避難所があると思っても、どうしてもそこまでは高齢者の方々あるいは障がい者の方々の場合は手助けが必要ですので、一向に行かれることはできないと。その間に被害に遭ってしまうと。その対策として、やはり地域で定められた一時的な避難場所というのが必要ではないかと私は思っております。

そうしますと、その一時的な避難場所というのは、その地域で一番安全な場所を選んで、地域の方は知っていらっしゃるわけですので、そこに集合させるということが一番じゃないかなと思います。

そして、先ほど言いましたように、市で定められた避難所までは、用排水路の冠水とか、あるいは橋が壊れたとか、いろんなのが出てくると思いますが、そういうところにはどうしても行くことは

きませんので、そこを一時避難場所として行政として連携をとっておられる必要があるんじゃないかなと思います。そのあたりをどうお考えか、お示してください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

今、議員がおっしゃいました、特に災害弱者といいますが、高齢者の方々等が避難所に行けないと、行きつけないということにつきましては、まずは自主防災組織に頼るということになるかと思えます。地域の安全は地域住民が互いに助け合って確立するこの共助というのと、それに伴いまして消防団員等の協力を求めるということになるかと思えます。

で、なおそれ以上避難が無理であるというようなことにつきましては、今後、防災計画の中で見直しをしていきますけれども、耐震性の基準をクリアした鉄筋コンクリートの建物等を一時避難場所として、今後決定していきたいということで考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 今、新しい言葉で、さきの本村議員のほうにも答弁があったわけですが、鉄筋コンクリートのところに一時的な避難場所として認めていただきたいということも答弁がありました。

そこで、やはり私の答弁の中では、「水防計画における水位基準等の見直しにつきましては、洪水等の発生がないことから現段階では考えておりませんが」と書いてございます。答弁がございまして、では、洪水が発生がないとなった場合には、全国的に始良市だけがこういうふうにするまにしておくのか、そのあたりをお考えをお聞かせください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

今後、水位の上昇といいますが、河川の氾濫の注意、もしくは、氾濫が予想されると、危険であるということ等が今後大いに予想されるわけでございます。そういうことから、県とも十分な協議を重ねてまいりまして、値の見直し等も行っていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 私が一番考えているのは、避難場所ちゅうのは高いところ、高いところへ行きなさいというような指導を、自分なりに地域の方々には教えているわけですが、やはり、そういったときに、どうしても地域には高い場所というのはありません。鉄筋コンクリートの大きな戸もありません。そういうものを考えますと、どういうふうにして、私は建昌自治会ですので、始良小学校が避難場所です。そうしたときに、始良小学校は津波かれこの場合だと11m高低があるということをおっしゃいましたが、そこまで行き届けばいいんですが、なかなか難しいということがあります。

そこで、お尋ねいたしますが、これまでに始良市防災計画・水防計画において、がけ崩れ、雨水対策が主でありましたが、今回の東日本の災害を見ますと、地震、津波がいかに大きな災害を引き起こしているかが伺えます。

本市においても、思川、別府川、網掛川の3河川があります。先ほどの答弁でありますと、ほとんどの始良市と加治木町は崩壊するでしょうというような答弁もございましたが、そのようなことを考えますと、大きな災害が出るおそれがあると思えます。

そこで、地震・津波対策を今後どのようにお考えか、お尋ねいたします。これはほかの方々にも答弁がなされましたが、私にも答弁をいただきたいと思ひます。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

地震が発生いたしまして津波を引き起こすという今回の一番最悪な大惨事でありましたけれども、本市につきましても、いつぞやそういう事態が発生するかわからんとこゝろでございすけれども、今現在、地震が発生したときに、本市に押し寄せてきます津波高というのが、今現在幾らの津波が発生するかというのは予測つかないところでございます。

そのようなことから、今後、先ほども申し上げましたけれども、県、気象台等の専門家等の意見をいただきながら、防災計画の見直しをしてまいりたいということで考えております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 非常に難しい岐路に立たされているのが現状でないかと思ひますが、想定も未曾有の大災害というだけであつて、どのくらいのものが今後発生するのか、そしてまた、先ほどもありましたように、桜島の噴火の問題、あるいは、錦江湾の海水がどこまで寄せてくるかという堤防の問題、こういうものを考えますと、やはり市民の方々は生命を守るためにも高いところに逃げようというのが真っ先でございますが、そうしましたときに、私は、今回、東日本の未曾有の災害を考えますと、私がこれまで何回となく質問してまいりました高速道路の2連ボックス、この活用を図つて、避難道路として活用していかなければ、始良市の実態としましては、横の線はございます。縦の線はございません。やはり横の線は立派に整つております。国道に沿つて何本かと。ですけど、上部のほうにまず逃げようと思つても難しいところばかりでございます。途中で切れておつたり。

そういうことで、避難道路として最も重要な道路であると私は思ひます。そのためにも何回となくこのことを申しております。このことは、松原地区から今回始良警察署もその延長線として設置されるわけですが、そうした場合に、蒲生町までの間、1カ所も橋を渡ることはないんです。橋を渡ることではなく、陸続きで安心して避難できる路線なんです。そこらあたりを十分把握されて、このことにつきましても早急に着工への強く要望いたしますが、市長の見解をお聞きいたします。

まず、この見解のもとで土木部のほうとしましての考えをまずお聞きしまして、市長の考えにかえさしていただきたいと思ひますが。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

早急にその高速道路下の2連ボックスを施工できないかというご質問だろうと思ひます。これ街路事業になりますけども、高速道路下の2連ボックス、それから、市道宮島線までの約700mの区間をご質問されてるんだらうと思ひますが、その一部の約130mぐらいですか、につきましては都市計画に入つておりますが、それ以降は都市計画の計画にはなつておりません。

そういうことで、この街路の重要な街路であるということは重々市としても認識しておりますが、市の街路網も整備につきましては、議員ご承知のとおり、現在まちづくり交付金事業等でも整備をしているところでございます。

それと、今年度と来年度にかけまして都市計画のマスタープランを作成することになっておりますので、マスタープランの事業の中でこのまちづくりの一環としてこの構想を位置づけて、今後、路線

の決定、さらには、計画的な整備をしていかなければならないなという審議もなされると思いますので、そういうことから、ここの事業に関しましては、今後考えていきたいなと思っております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 前向きな答弁をありがとうございます。

それと同時に、降雨のたびにこの地域というのは道路の冠水関係について非常に心を痛めているところがございますので、この道路を整備することによって、同時に雨水対策もほとんどの始良市の用水路が松原方向に向いた排水だと私は想定しております。

で、それを川に向けた流れに置きかえるという方向でこの道路を整備することによって、同時に大文字池を抱えておりますので、その大文字池の雨水対策も解消されます。それから、山から流れてくる雨水も全部解消できます。

そういうようなことを考えますと、やはり市民の方々が安全で、安心して生活できるような道路整備と雨水対策を解消するために早急にしなければならないと思っておりますが、そういうふうな市長はお考えかどうかをお尋ね申し上げます。

○市長（笹山義弘君） この雨水対策については、全市を網羅するというふうになりますと大変な事業費になってきようかと思えます。その前に、先ほどの笹井議員のご質問にもお答えしましたように、その整備をする前に、しっかりともう一度始良市としての調査を行いまして、そして、その調査に基づきまして、その全体像を、計画がどのような規模で、どのような事業が必要かということが出てきようと思えます。まず、そのことを図りながら、全体を見ていきたいというふうに思えます。

○23番（湯川逸郎君） では、最後の企業問題に入りたいと思います。

市長は、先ほどの答弁にもいただきましたが、企業立地ガイドという立派なものをつくっていらっしゃいます。こういうものをつくられた中において、現在まで始良市において相談があったのが20件、交渉中が3件、そして、進出済みが2件、5月と3月にあったということでございますが、具体的に企業進出されなかった原因、その相談的なものはあったけれども、交渉に至らなかったというような原因は、それは何なのか。それをどのような考えで検討されたのか、そのあたりをお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） お答えいたします。

20件のうちに合意に至らなかった大きな原因は、やはり価格の問題でございます。

価格につきましては、素地価格がございますので、いろいろ優遇する場合には、市の判断が必要かと思えますが、立地に至る企業につきましては、有望な企業が来た場合にはそういうことも考えられますが、現在のところは素地価格を基準にして交渉しております。

○23番（湯川逸郎君） じゃあ、もう一つ真剣に考えていただきたいのが、優良企業とはどういうものだろうか、そこをポイントを教えてください。

○企画部長（甲斐滋彦君） 優良企業にもいろいろ定義があると思いますが、私の思っているところは、やはり企業成績もよく、それから、雇用も多く見込める企業、そういうことを主眼としております。

○23番（湯川逸郎君）　そこで、前日も若干申し上げたことがあったと思うんですが、東日本大震災による影響で企業が危機的回避のために分散の傾向が見られます。鹿児島県においても、県外企業から企業誘致の問い合わせが増加していると報道されております。新聞報道に掲載されております。

そこで、やはり危険回避のためにも始良市への進出希望または問い合わせが、そういうものがあったのかどうかをお尋ねいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君）　お答えいたします。

現在の企業の状況の中で、震災によるものとしましては、空き工場を求めている企業が多いようがございます。市の方も、所有している空き工場はないんですが、企業から相談を受けているのは3件ございます。その企業について、現在、交渉もいたしているところでございます。

○23番（湯川逸郎君）　先ほども定義まで述べさせていただきました。その中におきまして、やはり雇用問題かれこれ等、その最も企業が進出することの難しいのは、その中の経済的な効果だと思っております。

やはり、最終的に企業の誘致を行うには、市長のセールスポイントがあると思いますが、そのあたりについて、もう一回市長にお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君）　お答えいたします。

企業誘致につきましては、いろいろな情報として、市長会等でいろいろと企業誘致のことについてもセミナー的に行われるわけですが、九州圏内におきましても、大変な競争と言わざるを得ない状況がございます。都市圏により近い福岡におきましても大変な公共用地を準備をしましたが、今、塩漬けの状態になっているという自治体も多数ございます。

そういうことから、それらと競争をするということも条件に入ってまいりますし、公共下水道の問題やら、水の問題、電気の供給、そして、労働力の供給等々いろいろと条件があろうと思います。そういうことを加味しながら、始良市として受け入れる可能性のある企業については、今後とも積極的に働き掛けていきたいというふうに考えております。

○23番（湯川逸郎君）　今後ますます企業立地につきましては、前向きに、しかも相当な宣伝をしながら、職員全体あるいは市議全体、すべての始良市民が誘致に取り組まなければ、来ないんじゃないかなという想定をしておりますので、今後、行政としましても、一生懸命取り組んでいただきたいと思っております。

私の持ち分が2分ですが、これで終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（兼田勝久君）　これで、湯川逸郎議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君）　しばらく休憩します。10分程度。

（午後1時59分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時08分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、5番、田口幸一議員の発言を許します。

○5番（田口幸一君） 登壇

午前中に引き続きまして傍聴していただく方々、本当にご苦労さまです。

東日本大震災が発生して100日が過ぎ、多くの死者、行方不明者、避難・転居者が発生しております。一日も早い復旧・復興を願っております。

こういう中であって、我が始良市は、5人の消防士、5人の保健師を被災地に派遣されました。義援金として、市民一人あたり100円の700万円、市内に38カ所の募金箱を設置して1,700万円あまりを送金されました。

また、これは近日私が目にしたことでございますが、一市民の要望を受け、高樋地区において、田植え前の畦を雨の中かっぱを着て、西村正己耕地課長補佐と藤野洋一郎農林耕地係長が払い、払った草は袋に入れて処理しておりました。私はその現場に駆けつけて、この2人の職員と会話したところでした。このことは、笹山市長の陣頭指揮、部長の指示が生きておると評価いたします。

次に、4つの質問を通告しましたので、執行部の皆さん、大きな声でわかりやすく答弁を求めます。

大きな1点目、開発行為による私道について、1点目、公衆用道路とは何か。2点目、道路ができて新しいうちは何も苦情、要望はないが、側溝や道路が傷んでくると多くの要望が出てまいります。その対策をどのように考えているか。3点目、今後、開発審査会において道路認定の以前に対策をとることはできないか。4点目、始良市に私道は何カ所あるか。5、開発審査会の事務局はどこか。6、測量設計会社をどのように指導・助言しているのか。

大きな2問目です。選挙の投票率アップについて。

選挙の投票率アップについて、去る4月10日実施の県議会議員選挙の投票率は、県全体で53.32%、始良地区では51.7%でした。その1点目、投票率を上げるために、どのような施策を考えているか。2点目、51.7%の投票率をどのように分析しているか。

大きな3点目、収納対策について。

以前、今は立っておりませんが、市役所周辺に徴収強化月間の紫色ののぼり旗が目立っております。その1点目、収納対策をどのように考えているか。2、納税の大切さを市民にどのように認識してもらっているか。3点目、滞納者対策はどうなっているか。4点目、去る5月31日で出納閉鎖期間も終わりました。そこで、平成22年度末の市民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、住宅使用料、保育料、上下水道使用料などの未収金対策をどのように考えているか。平成22年度末の市民税ほかの収納実績を具体的に示せ。

大きな4問目、川内原発について。

川内原発30キロ圏の9市町の取り組みなどについて。その1点目、9市町の初会合の内容はどのようなものだったのか。2点目、阿久根市の西平良将市長は、川内原発の安全性が確保されるまで、川内原発3号機増設計画を凍結するよう申し入れました。このことについて笹山市長はどのような考えをお持ちですか。3点目、南日本新聞の県民世論調査によると、川内原発増設7割反対となっている

が、市長はこのことをどのように分析・評価しておられるか。4点目、自然エネルギー採用について、どのような考えをお持ちか。

○市長（笹山義弘君） 登壇

田口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち2問目の選挙の投票率アップについてのご質問につきましては、選挙管理委員会のほうで答弁いたします。

1問目の開発行為による私道、つまり私道についての1点目のご質問にお答えいたします。

公衆用道路とは、不動産登記規則第99条に、土地の主な用途により定めている田、畑、宅地などと同じ地目名の一つであります。

公衆用道路は、一般の交通の用に供する土地を意味しますが、一般的に法律に基づいて設立された公的機関が設置・管理をする公道とは限らず、公衆用道路は、所有権のある私道であり、文字どおり私の道で、私有財産であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

開発行為地内の道路の維持管理の要望につきましては、議員ご指摘のようにアスファルト舗装の補修や、側溝の改修が伴う場合も見受けられます。したがって、市の財産として帰属された道路につきましては、随時維持管理に努めております。その他、帰属されていない道路につきましても、所有者から相談がある場合などは、状況に応じて帰属をお願いし、また、他の道路事業の説明をするなど、生活環境の整備保全と交通安全の保持に資することを説明しております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

開発行為に伴う道路認定以前の対策につきましては、開発業者の運営上の意向や施主の帰属の考え方など、公衆用道路について始良市に帰属していない場合があり、公共施設への帰属を強制的に行うことは難しく、現在のところ、始良市土地利用指導要綱の指導としての対応しかできない状況であります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

開発行為に伴う道路につきましては、市の土地利用対策要綱第11条に、市の道路計画や農林道等に沿ったものと記載しております。開発行為に伴う道路については、公共施設管理予定者である始良市と開発行為を行おうとする者との協議を行い、始良市に帰属するように呼びかけております。

しかしながら、公共管理者への帰属は個人の財産を市にもらい受けるものであり、始良市土地利用対策要綱の中では強制力を持って対応すべきものではありません。

また、開発業者や施主の用地に関する権利関係やいろいろな事情により帰属されない場合も多々あり、また、始良市の土地利用対策要綱の適用範囲が1,000m²以上であり、それ以下の小規模な宅地造成地の公衆用道路や共有敷地等も多数あると考えられますが、現在、始良市内の開発行為申請後の私道数につきましては約2,200件ほどあります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

始良市開発行為審査会規程の第7条において、審査会の庶務は都市計画課において処理すると規定しております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

測量設計会社に対しての指導、助言につきましては、始良市宅地造成等土地開発に関する指導要綱

に基づき、事前協議の中で、開発申請に伴う各種協議の説明や各公共施設管理予定者の案内、土木構造の適用範囲など、開発行為者に対し適切かつ有効な指導を行っております。

また、土地利用協議書提出後につきましても、公共施設管理予定者や関係各課で合議を行い、必要な限度において報告もしくは資料の提出を求め、一定の基準を定めて、必要な指導及び調整を行っております。これにより無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保護するとともに、市民の安全と快適な生活空間の建設が図られると考えております。今後も土地利用協議はふえる可能性がありますので、開発業者や測量設計会社と協議していきたいと考えております。

次に、3問目の収納対策についての1点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

収納対策の基本は、納税に対する市民の信頼を得ることだと考えております。そして、最も大事なことは、税は公平に課税するだけでなく、同時に公平に徴収することであり、この両面がないと税の公平性は担保されないと考えます。したがって、課税から徴収まで公平性を主眼に置いて収納対策を実施することが肝要だと考えております。

また、始良市になりまして、市税を含む他の徴収金の効率的かつ効果的な収納率の向上と収入の確保を図るために、始良市税等収納対策委員会を設置し、全庁的な体制で未収金対策に取り組んでいるところであります。

平成23年度においては、徴収強化月間を4月から5月、11月から12月に設けており、4月から5月の出納整理期間中にはのぼり旗を掲げ、市税、各徴収金について、管理職による夜間徴収を実施したところであります。

次に、平成22年度の収納実績、徴収率につきましては、現在調製中ではありますが、現時点での数値をお答えいたします。現年課税分ではありますが、個人市民税97.7%、法人市民税99.8%、固定資産税97.4%、軽自動車税95.6%、都市計画税97.4%等で、市税全体では97.7%となっております。

滞納繰越分は、個人市民税19.1%、法人市民税16.9%、固定資産税18.8%、軽自動車税21.4%、都市計画税18.8%等で、市税全体では19.0%となっております。

現年課税分、滞納繰越分合わせた徴収率は、個人市民税90.9%、法人市民税98.6%、固定資産税88.9%、軽自動車税87.9%、都市計画税88.4%等で、市税全体では90.7%となっております。

国民健康保険税は、現年課税分89.2%、滞納繰越分16.8%、現年課税分、滞納繰越分合わせた徴収率は67.0%であります。

介護保険料は、現年課税分98.9%、滞納繰越分22.1%、現年課税分、滞納繰越分合わせた徴収率は97.1%であります。

後期高齢者医療保険料は、現年課税分99.5%、滞納繰越分41.9%、現年課税分、滞納繰越分合わせた徴収率は99.0%であります。

住宅使用料は、現年分97.0%、滞納繰越分12.4%、現年分、滞納繰越分合わせた徴収率は86.0%であります。

保育料は、現年分97.1%、滞納繰越分11.2%、現年分、滞納繰越分合わせた徴収率は90.9%であります。

上水道使用料は、現年分98.1%、滞納繰越分96.2%、現年分、滞納繰越分合わせた徴収率は97.9%であります。

地域下水施設使用料は、現年分99.7%、滞納繰越分94.7%、現年分、滞納繰越分合わせた徴収率は

99.6%であります。

農業集落排水処理施設使用料は、現年分99.5%、滞納繰越分77.2%、現年分、滞納繰越分合わせた徴収率は99.4%であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

納税の啓発については、「市報あいら」に各税目の納期ごとに納期のお知らせを掲載し、納税の確認をお願いしております。また、口座振替推進委員を配置し、口座振替を利用されていない納税者の自宅を訪問し、口座振替の推進をすることにより、納税意識の向上に努めております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

悪質な滞納者、例えば担税力等がありながら納税しない滞納者には、税の公平性を担保するために、また、納税秩序の維持を図るために、滞納が発生した場合は督促状、催告書等を発送し、場合によっては滞納者との面接交渉による納税催告を実施しております。

また、それでも解決できないときは、財産調査を行って、滞納処分として財産差押えを実施しております。税法の手続を遵守し、公平性を堅持しつつ、徴収率の向上に努めているところであります。

次に、4問目の川内原発についての1点目のご質問にお答えいたします。

5月31日、薩摩川内市で、川内原発30km圏内の9市町の防災担当者や原子力安全保安院、鹿児島県、串木野海上保安部、九州電力の担当者、それに30km圏外自治体の霧島市、伊佐市、湧水町のそれぞれの防災担当者が集まり、第1回川内原子力発電所に関する連絡会が開催されました。

会では、まず、九州電力が川内原発の概要や福島原発事故の概要、さらに川内原発における緊急安全対策の実施状況について説明を行い、続いて、県原子力安全対策室が川内原発周辺の環境放射線調査の概要について、薩摩川内市が3号機増設に係るこれまでの手続及び薩摩川内市の原子力防災計画の概要について、それぞれ説明が行われ、最後に参加者の意見交換及び次回の連絡会開催について話し合いました。

九州電力の説明では、川内原発は原子力発電の種類が加圧水型軽水炉であり、福島原発の沸騰水型軽水炉とは構造が異なることや、13カ月に1回、2カ月ほどかけて定期検査を実施し、検査後は原子力安全保安院の検査を受けていること、海拔13mに立地していること等が説明されました。

また、福島原発事故については、現在も終息しておらず、明らかな事故原因が究明されていないものの、津波についての対策が万全でなかったことや、すべての外部電源が遮断され、原子炉内の冷却が行われなかったこと等が説明されました。

さらに、緊急安全対策の実施状況では、今回の事故を受けて、外部電源確保の再確認及び点検の実施、さらには高圧発電車の新規導入を行ったこと等の説明が行われました。

次に、鹿児島県原子力安全対策室が、昨年7月から9月にかけて実施した環境放射線量調査についての説明では、原発から半径10km圏内に、鹿児島県が32地点、九州電力が27地点設置した空間放射線量の測定を行うモニタリングポストの数値結果や海洋試料8と陸上試料26の環境試料の放射線について分析を行った結果、放射性ヨウ素、トリチウム、セシウム137、ストロンチウム90、コバルト60、ヨウ素137は、いずれの値も基準以下または検出されなかったとのことであります。

次に、薩摩川内市原子力対策課による3号機増設に係る現在の申請状況の説明では、昨年提出された「重要電源開発地点指定申請」に対し、昨年12月16日、国の指定がなされ、これに基づき本年1月12日、九州電力は経済産業省に対し「原子炉設置変更許可申請」の提出を行いました。経済産業省は提出された申請書の審査を現在行っていないとのことであります。

次に、薩摩川内市防災安全課による薩摩川内原子力防災計画の概要では、計画策定は、国の原子力防災指針で定める原子力災害が発生した際の対応を具体的に定めておく地域（E P Z）の基準値、原発から10km圏内の県及び市町村であることや、災害発生時には、まず国が原子力緊急事態宣言を発出し、それに基づき現地対策本部として、市役所に隣接する緊急事態応急対策拠点施設が設置され、そこからの指示で関係機関が対応することや、原子力緊急事態が発生した場合は、内閣総理大臣が緊急事態応急対策を実施すべき区域を公示すること、さらに、避難すべき建物の構造は、遮断効果の高いコンクリートづくりの建物で、かつエアコン等での外気導入を防ぐこと等が説明されました。

意見交換としては、原発立地自治体のみ発せられる国からの情報の連絡及び30km圏内の市町村相互の情報交換等について話し合わせ、今後、国の動向にさらに注視していくこと等が確認されました。

最後に、薩摩川内市は、九州電力が経済産業省に提出した「原子炉設置変更許可申請」について、原発事故の原因が明らかになっていないこと、国の原子力政策の見直しが打ち出されていないこと、さらに経済産業副大臣が判断を保留していること、以上の3点から、国は申請に対し審査できる段階でないものと判断しているとのことでありました。

2点目のご質問についてお答えいたします。

原子力発電の安全性が大きく揺らいでいる現状から、さきの本村議員のご質問にお答えしましたように、その安全対策が確立された状況には至っていないと言わざるを得ません。そのようなことから、九州市長会としましても、市民の安全・安心な暮らしを守るという観点から、九州電力及び関係中央省庁へ要請を行ったところであります。今後におきましても、継続して国及び九州電力へ要請してまいります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、原子力発電の安全性が大きく揺らいでいる現状におきまして、その安全確保が十分でないという住民の皆さんの不安感があらわれたものと理解しております。私といたしましても、原子力発電につきましても、安全性が確保されていることが極めて重要なことであると考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

今回の東日本大震災の状況から、原子力防災対策の難しさを目のあたりにしますと、自然エネルギーを含めて、あらゆるエネルギー源の活用を検討することも大変重要なことと考えております。

○選挙管理委員会委員長（恒見勝則君） 2問目の選挙の投票率アップについての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

今回の県議会議員選挙（始良市区）の投票率は51.7%、県全体の投票率は53.2%でありました。投票率が低調であった要因といたしましては、3月11日に発生いたしました東日本大震災に配慮して、拡声器を使用した訴えが自粛されるなど異例の選挙戦となり、有権者の関心も震災や原発事故に傾いていたことが上げられます。

また、年代別の投票率では、20歳代が24.7%、30歳代が29.8%で、依然として若い方々の投票率が低く、近年の若年層の政治、選挙に対する無関心等が反映したものと考えており、投票率の向上には若年層の投票参加が不可欠であります。

対策といたしまして、今回の選挙では、「市報あいら」、防災無線、セスナ機による広報を行い、また、本庁、各総合支所に懸垂幕、市内の公共施設に選挙ポスターを掲示して、投票日の周知並びに

投票参加の呼びかけをいたしました。

今後も投票日の周知徹底を図るとともに、期日前投票制度の周知や投票立会人の若年層選任、広報の方法の工夫などを行い、投票率向上に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○5番（田口幸一君） 市長及び選挙管理委員長がまことに懇切丁寧な答弁をしていただきまして、私の今からの、ひな壇で語ったのはわずか2分ぐらいだったと思うんですが、残時間は27分になりましたが、効率的に今から質問を続けてまいります。

まず1点目、市長のこの答弁に基づく私道につきましては、約2,200件ほどでありますという答弁がありました。

そこでお尋ねいたします。この約2,200件というのは、始良、加治木、蒲生それぞれの地区で何件か、それをお示してください。急いでくださいよ。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

何件かというご質問ですが、始良地区につきましては大体1,200件近く、それと加治木地区については800ぐらい、蒲生については把握してないんですが、二、三十件ぐらいじゃなかろうかと思っております。

以上です。

○5番（田口幸一君） それは前もって私が通告していなかったからそのような答弁になったかと思うんですが、後もって、今私が聞いたことは私に知らせていただきたいと思います。

それでは、開発行為による私道には行きどまりの道路が数多くあります。これは、旧始良町、それから加治木町の、私は歩いてみたんですけど、港地区というんですか、工場があるあの港から、あそこにも行きどまりの。具体的に言いますと、東馬場議員のすぐ近くにあります。

これは、行きどまりの道路は、火災等が発生したときは非常に不便ですよ。今、高規格の消防自動車が待機しております。本部、それから始良分遣所、蒲生分遣所、こういう立派なあれが早くその場に行っても、行きどまりの道路だったら、行くときにはああして、小さな動きができないと思うんですよ。まず、消防長、元気な声で、大きな声量で説明してください。

○消防長（黒木俊己君） お答えいたします。

狭い道路、行きどまりの道路、いろいろあるわけですが、狭い道路、行きどまりの道路につきましては、行くところまでは大きな消防車が行きますけども、その後につきましてはミニ車、積載車となりますが、その消防戦術で対応しているところであります。

救急につきましても、ストレッチャー、そういったものを利用しますけども、舗装がないところにつきましてもは担架に変わりますので、自前の担架として運搬をし、搬送するという形をとっております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 今までに、この行きどまりの道路、私道で火災等が発生して、その消防自動車

ないし消防士が出動したことがありますか。

○消防長（黒木俊己君） 今そういうところについては、私の考えでは今のところ把握しておりませんが、そういう事案については、また後もって報告したいと思います。

○5番（田口幸一君） 始良市の消防長が把握していないということですが、それは後もって提出するということですが、それで了解しますので、詳しく過去のそういう事例を書いて提出してください。
それから2番目ですが、この私道は、先ほど市長の答弁で、個人の財産または会社、企業が保有している財産であるという答弁がありました。これには当然固定資産税がかかっていると思いますが、実際は、その実態はどのようになっておりますか。

○総務部長（谷山昭平君） お答えします。
ただいまの答弁には担当課長に説明させます。

○総務部税務課長（有村正美君） 税務課の有村です。私道の固定資産税につきましてお答えいたします。
私道につきましては、公道から他の公道へ連絡しているなど、広く不特定多数の方が利用している、利用に供されている場合は非課税といたしておりますが、それ以外は課税対象となっております。しかしながら、行きどまりの道路で、制限なく利用できるという状況のものに関しましては非課税としている場合もございます。
以上でございます。

○5番（田口幸一君） それでは、この私道を市に寄附採納するときの手続、これは私も今建設委員会の委員長をさせてもらっているんですけど、要望も相談も受けます。だから、市に寄附採納するときの手続はどのようになっているのか。また、分筆等の作業があると思うんですが、分筆等はどのようになっているのでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。
開発地の後の寄附採納を受ける場合には、寄附申込書を提出していただくことになっております。書類等につきましては、開発行為の検査済み書とか、道路位置の写しと、それと位置図、地籍図、登記簿謄本、それやら現況写真と、いろいろとそれぞれの書類を提出していただくこととなりますが。
それと、分筆等につきましてはですけども、寄附採納を受ける土地の境界確定書やその抵当権等がついているのもございますので、権利の設定の解除とか、それと、相続がある場合の相続関係等や印鑑登録証明書、いろいろな書類等がございます。基本的には、この各書類の手数料、その分筆の費用等につきましては、所有権移転登記をされる方が、申請者の方が負担をしていただくということでお願いいたしているところでございます。
以上です。

○5番（田口幸一君） 次やろうと思った1つは割愛します。

最後に、この私道について、市長にお尋ねをいたします。この私道や先ほど私が質問いたしました、行きどまりの道路があって消防自動車等が行かない、行くことは行くけど、危機管理の面からも非常に困った私道だと思うんですけど、市長は、やばな質問になると思うんですが、この私道を、松原地区、それから俵原地区、堅野、奥山花、それから先ほど言いました加治木地区にもあります。これを実際市長、加治木の町長もされたわけですから、見られたことがあると思うんですが、この私道を見られたことがございますか。そのことについて、見られておれば見解をお聞かせください。

また、この私道は行きどまりになっておりますので、市民の苦情や要望もたくさんあがっております。市長は、今後のこの私道について、行きどまりの道路を今後どのように持っていられるか、今後の対策をお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 以前は、開発行為等に伴いまして、道路を設置して、開発業者がしておるわけですが、その後に市に帰属する、以前は町であります、町に委嘱してこなかったという私道も多数見られるようであります。この管理につきましては、その措置等についても、先ほど答弁申し上げましたように、いろいろとご要望が来ていただいても、その措置に困ることが多いことがありますので、今後とも地権者に対しましてしっかりとご理解をいただけるようにしなければならぬというふうに思っております。

また、行きどまり道等についての方策といたしましては、ことしから来年にかけて都市計画マスタープラン等も策定いたします。そういう中で、幹線については幾分か線の見直し等々も行っていかなければならないと思いますが、要はその道路に隣接する地権者及びその私道の地権者の理解がないことには図れませんので、その辺も、その緊急性等々を考慮しながら協議してまいりたいというふうに思っております。

○5番（田口幸一君） 2番目は選挙の投票率ですが、時間があれば、もう時間は多分ないと思います。これ飛ばして、3番目の収納対策に移ります。

1番目に、市税は、先ほど市長の答弁をいただきましたが、始良市の大切な自主財源ですよ。市長、そうですね。平成22年度末の、先ほど市長から答弁をいただきました。自主財源と依存財源の比率はどうなっているか。これは担当部長、課長で結構です。また、自主財源と依存財源の額はどうなっておりますか。素早くお答えください。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 平成22年度の歳入の中での自主財源は32.7%、金額にしまして88億4,293万7,000円です。依存財源は67.3%、182億3,514万7,000円であります。

以上です。

○5番（田口幸一君） 今、自主財源が32.7%、依存財源が67.3%。私が始良町役場に就職したときには、先輩議員もおられますが、3割自治と言われておりました。自主財源は3割しかない。もうそれに近い32.7%。上げて33%ですよ。依存財源が、だから67%ということで、これは税の未収金対策を真剣に取り組んでもらわなければいけないと思います。

それから2番目、現年課税分、滞納繰越分の徴収率は幾らか、細かく、先ほど市長の答弁をいただきましたが、また、税収の総額、今自主財源言われましたけど、もう一回お尋ねします。税収の総額

は幾らか、滞納額の総額は幾らか。

○総務部収納管理課長（長江一郎君） 収納管理課の長江です。よろしく申し上げます。平成22年度の市税についてお答えいたします。

現年課税分が約66億1,173万7,000円、滞納繰越分が約1億2,655万3,000円、税込総額で67億3,829万円となっております。また、滞納繰越額の総額は6億4,864万4,000円となっております。

○5番（田口幸一君） 平成22年度は5月31日に出納閉鎖期間が終わって、今調整しているということでした、先ほどの答弁です。平成21年度末に対して、現年課税分、滞納繰越分の徴収率は上昇したのか、それとも下降したのか、その徴収率を示してください。また、その原因があったら説明してください。

○総務部収納管理課長（長江一郎君） 平成21年度と22年度の徴収率の比較についてお答えします。

21年度の徴収率は、現年課税分が97.4%、滞納繰越分が17.4%です。それぞれ22年度分が0.3%、1.6%の増となっております。

以上です。

○5番（田口幸一君） 4点目に、平成21年度決算による、これは連結決算ということで過去説明を受けた記憶があるんですけど、平成21年度決算による実質公債費比率は幾らになりますか。この数値は、以前、平成20年度決算に基づくのは、始良市は13.7と、そして比率が、その数値が25というような、25を下回っておれば健全だという説明を、今市民福祉部長の花田、当時の財政課長から説明を受けたんですけど、平成21年度末のこの数値は、実質公債費比率は幾らで、この数値は財政の健全化基準を下回っているのか。13.7というのは記憶していますから、それを示してください。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 21年度の決算についての実質公債費比率ですが、13.5%、0.2改善してるということになるかと思います。

以上です。

○5番（田口幸一君） 次に、国保税についてお尋ねをいたします。

国保税はたくさんの未収金が発生しておりますよね。22年度末において。国保税の財政見通しはどうかお聞かせください。平成21年度末に対し、平成22年度末は好転したのか、それとも悪化したのか。また、同僚議員がいつも言っておられる、国保税の値上げ、値下げはどうなっているか、簡明に説明してください。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

まず、21年度に対して好転したかどうかの質問でございますが、21年度に関しましては、合併前の関係から、旧3町の税率で課税しておりますので、税率の率が変わりますので、22年度、合併した後は統一した税率にしております。その関係で、調定の関係で約5%、7,800万減少しております。それから、収納額についても約5%、6,700万、つまり減少して。これにつきましては、今社会情

勢の、経済情勢が厳しい状況がありますので、それも加味された中でした結果、税収に関しては減少してるということになります。徴収率に関しましては、21年度が一般被保険者に対して88.24%でした。これが22年度、今回につきましては88.49%まで上がっておりますので、徴収率に関しましては上昇してるという状況でございます。

それから、国保税の値上げか、値下げかという問題でございますが、5月末で出納閉鎖期間が終了いたしました。その結果、差し引き額が約1億8,000万ということに、繰越という形に出ることになります。国への返還金が約8,000万以上出る予定になっております。この金額が確定しない限りは財政状況を見ることはできませんので、これを踏まえて今現在、税率の改正の必要性があるか、それと同時に、今後約3年間の国保の財源の確保がどの程度必要であるか、そこを今検討中でありますので、今の段階で確実な回答をすることはできません。

以上です。

○5番（田口幸一君） まだたくさんありますけど、あと5分ちょっとになります。

6を示していますけど、最後に、この収納対策について市長のお考えをお尋ねをいたします。

今、担当課長とか部長から説明・答弁がりましたが、各税目・使用料において、使用料とかこの保育料とか住宅使用料ちゅうのは、市長が答弁されましたのでこれで十分私はもう理解できました。において、多額の未収金が発生しております。これらは、先ほどから何回も申し上げますが、自主財源として32.何%、税においては、住宅使用料とか保育料とか上下水道の使用料を入れれば、少しは変わってくるかと思うんですが、いずれにいたしましても、これらは自主財源として大切な財源だと私は考えるんですが、これを生かして市長は、今後の財政運営をしていかれると私は考えておりますが、最後にこの収納対策について笹山市長のお考えをお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

市税を含め収納率の対策ということにつきまして、滞納繰越分についての徴収率が、ご案内のとおり非常に厳しいということを受けまして、ことしもそういう対策委員会を立ち上げたところでありますが、この自主財源としての確保という観点からも、現年課税、現年の徴収についてしっかりと今後とも臨んでいきたいというふうに思います。

○5番（田口幸一君） あと3分のブザーがりましたが、それでは、川内原発についてお尋ねいたします。

電力地域独占見直しで、菅首相は抜本改革を訴えられました。自然エネルギー協議会に、宮崎など33道府県が参加の予定だということですね。太陽光や風力発電などを推進することが発表されました。我が国のエネルギー政策は、将来どのように推移していくとお考えですか。

これは、いろいろ国の動向、それから県の動向ということで、同僚議員の質問にも答弁されましたが、市長及び担当部長の見解を一言ずつお願いします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 国のエネルギー政策の件ですが、今回の福島第一原発の事故により、その安全性が揺らいできている今日では、国のエネルギー政策も転換せざるを得ないとは考えますが、今後、国のエネルギー政策の転換等も見極める必要があると考えております。

○市長（笹山義弘君） エネルギー全体の問題として、今後、今部長が申し上げましたように、国におかれてもエネルギー政策を転換せざるを得ないということは考えております。そういう中で、原子力政策を今後も維持するのか。また、この閉鎖するとしましても、大変なこの事業になってまいります。それらのことを含めて国のほうでしっかりとその対策と、そして情報公開にもしっかりと努めていただきたいというふうに考えております。

○5番（田口幸一君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（兼田勝久君） これで、田口幸一議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩いたします。10分程度。

（午後3時07分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時17分開議）

○議長（兼田勝久君） 一般質問を続けます。

次に、25番、萩原哲郎議員の発言を許します。

○25番（萩原哲郎君） 登壇

皆さん、こんにちは。私も声が大きいので、まだ大きい声でゆっくりと時間をつくりながら、質疑していきたいと思えます。

ゆっくりする時間帯に傍聴席に足をお運びくださった皆様に心からお礼を申し上げます。今回から一般質問も1日5人制から6人制に変わり、時間も1時間延長がされました。早目に終えるように努力しますので、納得できる行政の答弁をよろしくお願いします。

遅くなりましたが、東日本大震災で犠牲になられた方々に心よりご冥福をお祈りいたします。被災者の方々が満足できる復興を何十年かかるかわかりませんが、世界じゅうの協力をもとに期待したいと思えます。

東日本大震災から3カ月余りが経ちました。震災で鹿児島県内に避難した世帯を対象にアンケートを実施したところ、32世帯、17世帯が「帰る時期を見ている」と回答、原発事故が終息するまでは、8世帯、「戻らない」が3世帯でした。

終息の見えない福島第一原発事故の現状を考慮すると、震災発生から3カ月経た今も、大半が復興のめどがついていない状態であります。原発事故に対する懸念が強いことで改めて浮き彫りになっております。26世帯が心労がたたって鹿児島に避難しています。私たちにできることがあれば何でも協力いたしますので、相談してもらいたいです。

また、鹿児島気象台は、5月23日、奄美や沖縄に続き、九州南部も梅雨入りを発表いたしました。本格的な雨季を迎え、がけ崩れや土石流など被害の発生が懸念されます。九州南部の梅雨入りは、昨年よりも20日、平年よりも8日早い、5月に梅雨に入るのは、2008年以来3年ぶりであり、梅雨の期間に降る雨は、年間降水量の3分の1に達します。近年は、ゲリラ豪雨と言われるとおり、局

地的な集中豪雨となりやすく、甚大な被害ももたらします。気象情報を小まめに確認し、早目に避難することの対策を心がけたいと思います。

また、昨年、鹿児島では、集中豪雨や土石流などの恐さをまざまざと見せつけられる被害が相次いでいます。南大隈根占町で、7月、大きな土石流が発生しました。県が整備した2基の砂防ダムで9割阻止したものの、一部流出した土砂で集落の2戸が浸水し、住民の避難生活や交通規制は1カ月に及んでいます。

九州南部は、16日で各地で大雨となり、土砂崩れの被害が相次いでいる。住家1棟が全壊、1棟が半壊、10棟が床下浸水した。伊佐市、阿久根市で計88世帯、174人に避難勧告が出ている。

また、近隣の霧島溝辺中学校でも、校舎裏の土手が崩れ、土砂で車が埋まった。九州南部は、今後、曇りや雨などが崩れた天気が続き、降水量は昨年よりも多い見込み、梅雨明けは7月中旬の見込みである。これ以上災害が発生しないことを願いたいです。

福岡県大牟田市で成功している見守りネットワークがあります。見守りネットワークに行政と福祉事業所、地域の人が入れば、高齢者の情報をつなげることができます。病院や施設に入っていない在宅の人が、地域の中で安心して生活すると、一人で判断や避難ができない場合、地域の中で見守り支援が必要になります。

県内でもこのネットワークづくりに取り組み始めたところもあります。高齢者が進む鹿児島県、高齢者、障がい者の被害対策はどうしたらいいのか。在宅で頑張っている高齢者が安心して暮らせるように工夫している自治体もある。地域の力がすごく大切であると思います。若い人が県外に出てしまって過疎が進み、田舎にはお年寄りばかり残ってしまっている状況なので、地域のきずなは非常に大切であります。

東日本大震災では、高齢者、障がい者にも多くの被害が出ています。逃げ遅れた人も多く見られます。今回の震災でコーディネーターの必要性を感じております。高齢者や障がい者、病気のある人を分けて、避難生活をさせることができれば、ケアがやりやすいのではないかと思います。そういうコーディネートをする能力が必要だと思います。

住民の状況を一番把握しているのは、民生委員、町内会長、主婦。高齢者、障がい者の手助けがもっと主婦が参加できるようにしてはどうか。民生委員を手伝う形がほしい。行政や福祉事業所、医療機関は、情報を把握しても、実行に移すのは難しい。主婦の力をもっと引き出すためには、ボランティアとしてだけでなく、手伝った分をポイントで貯められるようにするなど、何か情報、報酬を出せる仕組みがあってもいいと思う。検討してはいかがでしょうか。

では、一般質問に入ります。

1 番目、道路改善対策、整備計画について。

堅野自治会は、始良市の中でも人口の多い自治会で、数多くの行事も活発的に行われている。しかし、自治会内の道路は、区画整理が進まず、幅員も狭く、火災発生時の消火活動、急病時の救急車の進入等に多くの課題や悩みを抱えている。また、小・中・高校生の通学道路としても、市民の生活道路としても危険度の高い道路である。

今までにも危険性が指摘され改善を要望したが、実現されていない。安心・安全で県内で一番暮らしやすい始良市にするためにも、早急の改善対策が必要と思う。

(1) ことしの1月に堅野中央・狩川線について住民説明会が行われると思うが、内容説明を求める。

(2) 23年度以降は、道路拡張などの必要な用地の協力がいただければ、堅野中央・狩川線の詳細設計を行い道路改良工事を進めると聞いている。用地交渉の発起人、地元の協力者の話によれば、用地交渉はほとんど了解済みとのことである。近辺の高齢者は、私たちはもう長く生きられない、生きているうちに各工事を早急に実施してもらいたいと熱望しています。用地交渉の発起人も高齢者であるため、工事を早める考えはないか。

(3) 県道十三谷・重富線、森山交差点、交通渋滞緩和の用地交渉の進捗状況を示せ。用地交渉に進捗がなければ、それにかわる対策や打つ手を考えているのか。

(4) 始良ニュートン入り口から高速道路までの県道十三谷・重富線は、急勾配でカーブがあり、見通しも悪く交通事故が多く発生している。「スピード落とせ」の路面表示や路肩部分の傾斜を水平工事などなされてありがたいと思っているが、事故につながる側溝と道路の段差解消、カーブの改善がなされないことの説明を求める。県の用地あり。

(5) 視覚障がい者にとって、線状ブロックと点状ブロック、信号機の音声案内は、歩行する際には安心・安全の一助になっていると思う。

①21年の12月定例会で質問したサティ前の横断歩道中央付近に大きい電柱が立っており、視覚障がい者の方が邪魔で通りにくいので、左右に移動して横断歩道の幅を広げてもらいたいとの要望をしたが、土木課の答弁では、県道でございますので、県におつなぎするとのことであった。1年半経っても移動していない理由を求める。だれが考えてもわかると思うが、工事の際、横断歩道の中央に電柱をそのまま残した理由の説明を求めます。

②森南交差点点字ブロックが横断歩道まで延びていなくて、横断歩道までたどりつけない。つなげてほしいとの要望があった。1年半経っても改善されていない理由を求む。

③1年半内に点字ブロック、信号機の音声案内の改善された場所はどこか、今後の計画はあるのか、示してもらいたい。

大きい2番目に入ります。

船津公園に駐車場、Bコートにベンチ・倉庫設置について。

5月8日(日曜日)、九州実年、50歳以上のソフトボール大会鹿児島予選で船津グラウンドで開催されました。7時前には県内から8チーム、遠いところは、鹿屋、南薩から参加があった。会場準備に雨の中、重いネット張り、鉄柱用具運びに皆さん苦労されていました。市の大会は、雨を見て中止・決行を判断しますが、県九州大会になれば、よほどひどい雨でない限り決行とのことであり、雨の中での試合となり、Bコートには、控え室・ベンチがないため、仮テントを張ったが、足らず、選手の方々はほとんどずぶ濡れで不愉快な思いをされていました。

また、各チーム20名ぐらいの選手参加のため、駐車場も足らず、公園の入り口をあけていただき、駐車場にしたが、それでも足らず、路上駐車も多かったようです。

(1) 船津公園は、水はけがよく、県内からも注目されるグラウンドであり、今年度も県内外の試合も多く生まれ、開催会場に指定され、多くのチームがスポーツを通じて親睦を図り、楽しむ場所にもなっている。選手の皆さんが安心して試合が臨めるよう、Bコートに早急にベンチ、審判控え室、倉庫の設置を求む。

(2) 駐車場不足が懸念されるが、現在、船津公園の駐車場、スペースは何台ぐらい確保できるのか。今の駐車スペースでは不足と思う。今後、駐車場拡張計画はあるのか。

(3) 去年の暮れにオープンした船花園の駐車場から、公園内に出入り口を設けたら、お互い利便

性があると思うがどうか。

大きい3番目にいきます。

学校の勤務状態、施設、学童保育について。

(1) 各学校の校長・教頭は、休日には交互に出勤し、休日の半分は自由を奪われ、家族との交流もままならず、あきらめムードであります。

①休日のときぐらい休みを与え、家庭サービスができる体制は考えられないか。

②各学校の校舎の塗装や用具の点検は万全か。状況を示せ。

(2) 西始良小は、始良市の各学校の中で一番新しく、開校28年目を向かえ、2年後には、創立30周年を迎える節目の年に当たる。

その西始良小でも、①体育館のドアは前回もかぎの修理を行っているが、現在もドアのローラー故障、ドア1枚がとても重く、子どもたちに倒れてきたら大事故につながる事が懸念される。ドアのローラー修理を求む。

②アスレチックも腐食が目立ち、今までに何回か学校側で板の取りかえを行っている。安全に使用できる点検が必要と思うが。

(3) 十五夜行事で毎年相撲をとっているが、相撲の土俵に段差があり危険を感じ、安全のため3年から4年前から校庭に円を書いて相撲をとっている。また、ローラースケート場も木の根や舗装の老朽化で傷みも激しく、ここ数年、使用していないとのことであった。学校側も相撲の土俵、ローラースケート場を撤去し、校庭を広く自由に使える対策を求むとのことであるが、検討してはどうか。

(4) 市内の幼児及び児童を持つ家庭のほとんどは、共働きが多く、働いている間の教育や保護に大変困っている現状である。西始良小も30名から40名の小学低学年の児童が3カ所に分かれて児童クラブに通っています。旧加治木町は、校区ごとに校区公民館が学校敷地内に設置され、その中で児童クラブも設営されて活動していると聞く。他の校区の学童敷地内に校区公民館を設置し、校区住民・PTA行事、学童保育を営む考えはないか、お伺いいたします。

あとは、一般席から質疑いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

萩原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、3問目の学校の勤務状態、施設、学童保育についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の道路改善対策、整備計画についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

豎野中央・狩川線の道路改良説明会は、1月23日に豎野公民館で開催し、地域住民の方々にご出席いただき、改良工事や用地買収の概要を説明いたしました。説明会の中では、着工の時期などのご質問が出されました。

ご質問のとおり、平成18年12月26日と平成22年6月6日に同意書を添えて要望書を提出いただいておりますので、大部分の方がご理解をいただいていると考えます。しかし、隣接する市道と改良した市道が接続されなければ、事業の効果がでてまいりませんので、改良区間の地権者のご理解が得られましたら、実施設計を行い、工事に着手したいと考えております。

3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

森山交差点の改良工事につきましては、3月議会の本村議員のご質問にお答えしましたとおり、引き続き県の道路維持課、始良・伊佐地域振興局に要望してまいります。

また、県道十三谷・重富線の維持、補修につきましても、引き続き始良・伊佐地域振興局に要望してまいります。

5点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

イオン前の横断歩道にある電柱につきましては、どのような経緯で現在の状態になったのか。市道城瀬・東線の街路工事やイオン関連の開発工事などの資料を調査いたしましたが、原因を特定するに至っていない状況であります。現在、始良・伊佐地域振興局、始良警察署、九州電力、土木課で現地調査を行いながら移設の協議を行っております。

2番目のご質問についてお答えいたします。

森南交差点の視覚障がい者誘導用ブロックにつきましては、道路管理者である国土交通省加治木維持出張所では、国道10号バイパスの横断歩道への誘導と、県道下手・山田・帖佐線への誘導は、視覚障がい者誘導用ブロック設置指針に基づいて設置されているという見解であります。しかし、県道下手・山田・帖佐線の横断歩道への誘導がありませんので、加治木維持出張所に引き続き、設置の要望を行ってまいります。

3番目のご質問についてお答えいたします。

音声案内付信号機は、宮島北交差点、森南交差点に新しく設置されました。また視覚障がい者誘導用ブロックは、木田本通り線に107m設置いたしました。今後も音声案内付信号機が必要な交差点には、設置の要望を行ってまいります。

また、視覚障がい者誘導用ブロックにつきましては、「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、必要に応じて設置を計画してまいります。

次に、2問目の船津公園に駐車場、Bコートにベンチ・倉庫設置についての1点目のご質問にお答えいたします。

この質問につきましては、平成22年6月定例議会におきましても、同様のご質問にお答えいたしましたが、船津公園の広場は、多目的広場として多くの市民が憩いの場として利用できるよう計画されており、正式なソフトボールコートは、1面しか確保できません。しかしながら、船津公園につきましては、テニスコートやゲートボール場も設置されておりますので、多目的広場としての利便性を考慮しながら、今後研究してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

船津公園の駐車場は、約70台の駐車が可能となっておりますが、大きな大会等が開催されると、駐車スペースが不足していることは認識しております。平成23年度中に公園にアクセスする県道十三谷重富線の改築工事を鹿児島県が計画しており、公園の一部が道路用地として買収されることになっております。

本市におきましても、道路改築工事に伴いまして、隣接する民有地を購入し、駐車場を増設する考えであり、都市計画公園の変更の手続きも完了しております。工事完了後は、現在と比較しますと、30台の駐車場が増設され、約100台の駐車が可能となります。

3点目のご質問についてお答えいたします。

船花園は、船津・春花地域の方々が旧農協施設を利用し、農産物を販売するなどをして利用しておられます。販売日は水曜日が定休日、土曜、日曜も営業されており、公園利用者や公園付近の住民

の方も船花園で購入される方が見受けられるようであります。しかしながら、公園敷地と船花園の敷地には、高低差があり、出入口を設けるとなると、土地の形状を変更する必要があります。

船花園の用地は、あいら農協の所有であり、公園利用者が船花園の駐車場を利用するなど、管理上の問題も考えられますので、現在のところ出入口の設置は考えておりません。

○教育長（小倉寛恒君） 3問目の学校の勤務状態・施設・学童保育についての1点目の1番目のご質問にお答えいたします。

校長の職務は、学校教育法に「校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定してありますように、学校全体の人的管理、物的管理、運営管理等すべてを任されております。校長は、これらの校務を職員に分担し、決められた勤務時間内で処理し、円滑に学校が運営されるように努めているところであります。

また、学校の教職員に対しては、勤務時間の管理を指導したり、休日には十分休養をとるように指導したりする立場にもあります。

さらに、管理職においては、休日にあっても、学校施設の管理や地域の行事等にも積極的に対応しなければなりません。そのような状況の中で、管理職は、校長、教頭、相互に相談しながら、休めるときに休むよう適切な勤務時間の自己管理を指導しているところであります。

2番目のご質問についてお答えいたします。

始良市内の各学校校舎の塗装は、本年度、錦江小学校、始良小学校、帖佐中学校の校舎の外壁工事設計を委託済みであり、3校とも夏休みを工事期間として進めているところであります。

また、遊具の点検は、各学校において注意を払い、目視点検などを日常的に実施し、異常があれば直ちに教育委員会に報告し、危険箇所は、補修が完了するまでロープ等を張って、使用禁止措置を学校で講じております。

2点目の1番目と2番目及び3点目のご質問につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

西始良小学校の体育館ドア及びフィールドアスレチックについては、近く改修を予定しているところであります。相撲場の土俵及びローラースケート場については、児童の活用状況を把握した上で、利用度が少ない場合などには、学校側と事前協議の上、撤去することも含めまして、検討してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

加治木地区では、合併前の平成21年度から、校区としてのまとまりのある諸社会教育活動を推進するため、5つの小学校区単位において、校区公民館が設置されております。しかし、児童クラブ等の学童保育につきましては、この校区公民館とは全く別の制度でありまして、その運営も校区公民館が関与することはありません。

他の校区でも、この校区公民館を設置したらとのことでありますが、現在のところ、始良市内3地区の公民館の組織・形態には違いがありますので、これまでの歴史的経過や地域の特性を踏まえつつ、関係団体や地域住民の意向も十分踏まえた中で、公民館運営審議会等で十分協議を行い、検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○25番（萩原哲郎君） 最初に、大きい2番目の船津公園についてに質疑いたします。

船津公園のBコートには、この間も言えば5月8日にソフトボールの大会があったんですけど、まあ始良地区の大会であれば、雨である程度のことであれば中断しますが、県大会の予選となりますと、日にちも日程もとれなく、もうある程度大雨が降らない限り試合が続行されるわけです。

それで、この間ももうそういう形で続行ちゅう形になったんですけど、やはり近くに倉庫がなく、雨の中を一輪車で、会場準備で重いネットを張ったり鉄柱用具を運んだりして、皆さん物すごく苦労されているんです。やっぱりそのためにも早急に、控え——用具ですね。控え、着がえる。洋服とかそういうのを保管する。雨に濡れない場所を保管する。またそれと後、やっぱりベンチがないために、やはり試合中でももう濡れる状態が相当続いておりましたので、そこにはそういうベンチが欲しいんじゃないかと思います。

ここに書いてあるのは、言えば船津公園の広場は、多目的広場として多く市民が憩いの場所として利用できるような経営がされておられる、ソフトボールは、正式なソフトボールコートは1面しかないということですが、やはり試合になると、やっぱりAコート、Bコートに分かれた場合は、不公平が物すごく感じられるんですよ。

だから、この中で多目的広場という形で、芝のトラックなりなんかは、やはり改善すれば、やっぱりほかの今度スポーツの方に迷惑がかかるとは思いますけど、今はもうコート内を言えば中につくるんじゃないくて、もう道路の反対側にベンチをつくっていただき、そうすればいろんな方が思う存分利用できるような形がとれるんじゃないかと思いますので、まずこの項に対して、もう一回説明をお願いいたします。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

先ほど市長のほうからも答弁がございましたが、今後研究をしてまいりますという答弁でございました。

この意味は、議員もご承知のとおり、グラウンドにつきましては、重複になりますけども、やはりソフトボールだけではなくて、いろいろなスポーツが考えられるわけです。ゲートボール場、テニスコートもございしますが、例えばサッカーとか、トラック競技、いろんな競技がなされるようございしますので、市長の答弁にもございましたように、利便性を今後考えながら考慮しながら、今後は研究したいということですので、当分の間はいつになるというようなことはここではっきりとは申し上げられませんけれども、やはりテントやベンチ等が必要であれば、ちゃんと準備をさせていただきますので、それをご利用対応していただけるようお願いしたいと、ご理解していただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○25番（萩原哲郎君） 私も先ほど申したとおり、もうトラック内、芝生のほうです。あそこにいるんなサッカーとかいろんな方が利用できるような体制でいえばベンチは片隅につくってほしいなという形で考えておりますので、そういう話し合いを検討していきながら、早急なベンチ、それとあと倉庫、そういう対策を計画をお願いしたいと思います。

2番目の駐車場不足、いけば前回も今、ここに書いてあるのは今までの70台の駐車場が可能という形になっているんです。70台ということはほとんどいけば最初の1群が来れば、それで埋まっちゃう

んですね。駐車場は、1試合目、2試合目のチームが先にして3試合目から、このチームは後から来るんですけど、そのときには駐車場がなくて、この間も本当、入り口を開けていただいて、車を中までとめたんですけど、それでも足らずにあちこちの道路に路上駐車が多かったようです。今回も一応、30台増設されて100台の可能性の駐車を今度拡張する計画がありますが、この100台で今までの結果から見て、本当にこれで足りるのかどうか、答弁をお願いいたします。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。県道十三谷線の歩道につきまして、一部区間整備をされておられませんので、県の事業で通学路にその道路自体も指定されております。安全・安心というのが非常に損なわれていると、歩行者それとまた自転車通行にも支障を来しているということで、そういった状況で今度改良するわけですけれども、これはもう今お話ししましたように県の事業でございますので、県道十三谷線の改良工事によりまして、公園の面積を一部——先ほど市長のほうからも答弁がございましたけれども、道路用地となりまして、大体これが507m²ぐらいあるわけですけれども、その分だけを隣接する個人の方からの土地を購入いたしまして、その分と入り口のところの法面がございますが、その一部、大体これが1,200m²ぐらいございますけれども、その土地と一緒に507m²を合わせて大体3,500m²ぐらいになると思いますけれども、正確に申し上げまして、また、百二、三台、二台ぐらいになると思いますけれども、その中で十分駐車場は——設置した場合、駐車場については機能を果たせるんじゃないかろうかと我々は考えております。

以上です。

○25番（萩原哲郎君） 今までスペースが足りなくて、Aコートの上側の裏手側に工場がありますが、今までその空き地を工場の方が地権者に相談されて借りて、今までは使っていて、日曜日はそこが仕事が休みなものだから空いてて、そこを勝手に今までは船津グラウンドを利用される方が使っていたんですけど、その地権者の話によりますと、草刈りとかそういうのをちゃんとやってくれば無償で貸してもいいようなことを促しておりますので、そういうところと相談しながら、今後そういうところも少しスペースが、あそこも結構20台ぐらいはうまくやればとまるんじゃないかと思っておりますので、そういうところの使用の許可を取っていくようなことはいかがでしょうか。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。

当然、車両が大きい場合はそういった考えも出るかとは思いますが、考えられると思いますけれども、私が今確認したところでは、毎日、これも日曜日をちょっと見てみますと、20台ぐらいとまっている。20台から30台とまっている。平日が大体10台ぐらいです。休まれている方もいらっしゃいますけれども、できれば、ソフトボール、いろんなそういった競技をされるときには乗り合わせて来ていただきたい。当然、バス等も来るとは思いますけれども、そういった車の利用方法もあるんじゃないかろうかと考えております。

以上です。

○25番（萩原哲郎君） 地方等から来る方はそういう形で乗り合わせて来て下さいという補足はできると思うんですが、やはり近場とっても家が——滞在チーム自体の人間もいろいろ広がって、なかなかそう乗り合わせて来る。朝も早いし、そういうことがなかなか不可能である。だから、そういうこ

とを考えれば、なるべく多く車が来ても止まれるスペースを確保するぐらいの気持ちがあっただけいいんじゃないかと思います。今後、そういう形もやはり多くなってくると思いますので、その駐車場の確保を今は20台ぐらい余っているような状態と言いますが、この間なんか逆にそれ以上のスペースが足らずに路上駐車もあったようです。そういうことを考えれば、近隣の住民にも迷惑がかかることだし、その迷惑をかからないような体制を早く執行部のほうも考えていただきたいと思います。

じゃ、3番目の船花園についてちょっとお伺いいたします。

船花園では今、去年の暮れから営業いたしまして中ではいろんな特産物やあるいは弁当など、いろいろ販売しており、多いんですけど、なかなか利用者が少ないということです。まだ、あまり知られないせいか、すべて場所自体がちょっと見えづらい場所に建っているものですから。だから、そういうところをやっぱり考慮しますと、やっぱり日曜日、祭日などは多くの方が船津公園を利用されます。その方がそういう船花園から船津公園に出入り口を設けたらスムーズにそういうところを利用でき、お互いに利便性があって、売り上げも上がりいいんじゃないかと思います。

だから、ここに書いてある答弁はやはり敷地があいら農協の所有者であるということですので、今後、早急にあいら農協とか船花園の代表者とか、話し合いをつけて、出入り口の設置の検討をする考えはないか、お伺いいたします。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。公園のほうとも現場を確認、調査させていただきました。現状につきましては先ほど市長のほうからも答弁がございましたけれども、船花場の敷地、駐車場からテニスコートの上下、落差が約3mほど、2m70から2m80だったと思いますけれども、非常に高うございます。駐車場の隣の民有地、山林でありますけれども、その民有地を上り下りされている傾向が見られるようでございました。1日何人ぐらい上り下りされているかはちょっと把握しておりませんが、まず、あいら農協さんの先ほど申しあげました敷地を利用することになりますので、協議が必要かと思われまして、できるならば行政といたしましては、先ほど答弁いたしましたけれども、船津公園につきましては入り口、出口の玄関口がちゃんと設けてありまして、今後、また、先ほど申しあげました駐車場も102台ほどになりますので、そこを利用させていただければなと思っております。

それと、船花園から歩いてというか、裏を通過して車道の白線ですか、車道内というか、それと歩道はございませんけれども、その歩くスペースが約1.5mから1.8mございますけれども、大体歩いて2分、距離にして大体40mぐらいでしたけれども、そこを通過していただいてテニスコートの下におられるわけですが、そちらのほうへ移動していただくという方法をとっていただきたいなというのが実際のところ、私なんかの考えでございます。

以上です。

○25番（萩原哲郎君） その利用方法というのは話はわかるんですけど、やはり実際、使用する人間から言われれば少しでも近ければ利用する。めんどくさいところは利用しないという形で、だから、すべてあと、今回船花園のほうからもそういういろんな弁当の販売とか、そういうのを看板掲示でやっていただければ、物すごくいろんな方が利用して、船花園の売り上げも上がり、船花園が店を開業できてよかったというイメージが物すごく高まってくるんじゃないか。

それとあと、そこでいろんな販売される方、製作される方、そういう方も売り上げ伸びていけば、

物すごくやりがいも出てくる。だから、物事をいろんな形で考えていけば、なるべく利用しやすい。なるべく少しでも近くに行ける道路、そういうところをやっぱり考えていったほうが今後の先の見通しという形ではいいんじゃないかと思います。

そういうことを考えれば、やはりあそこも先ほど言ったように2.7mぐらいの段差がある。そうであれば階段で十分可能じゃないかと思う。そういうためにはやはりあいら農協さんと話をして行って、あいら農協さんがだめですよと断れば、それで仕方がないと思いますけど、相手も少しでも船花園のために協力をされてくると思いますので、そういうことを考慮しながら、まず話し合いでも持っていたらどうかと思いますけれども。もう一回、お願いいたします。

○建設部次長兼都市計画課長（富永博彰君） お答えします。萩原議員さんの言われることよくわからないでもないですが、私どもとしましては、まず、地域の方々から要望がまだ全然聞いてもない、出ておりません。それと船花園にも立ち寄ってお話を聞きましたけれども、そこで確かに惣菜なんかつくっていらっしゃる。それを持って行って、船津公園のほうに行くという方もいらっしゃるかもしれませんが、その方々からもそういった要望を聞いたことがございまして言ったら、ありませんと。

それと、あそこを管理されている自治会長さんと二、三人の方がいらっしゃいましたが、たまたまいらっしゃって聞いてお聞きしたところ、そういう要望は一切聞いていない、全然聞いていないということでございますので、そういった中でいろんな地域の方がどうしてもここにしていだければ、便利な、利便性はあるんだという声があれば、また、我々も次のステップに行きたいと考えております。

以上です。

○25番（萩原哲郎君） 今、要望を聞いていないということなんですけど、要望はあると思います。ただ、船花園がまだ、それだけ幅広く周りに本当わかってない。場所自体。だから、利用する方も少ないと思います。これはほとんど、今、うちらなんかのソフトボールやとっても試合のときには1日大体3時ごろまでかかる試合があります。そうしたときにはほとんどのチームが弁当持参という形でどこかに弁当をお願いしとって配達してもらっている段取りはやっております。そういうところではやはりたくさん品物がはけるということを考えていけば、船花園の方たちは物すごく喜んでいらっしゃると思います。

私も船花園に行っているいろんな話を聞いて、今は簡単にいえば、また、ジュースも販売していません。そういう形で弁当は売ってジュースが売ってないということはちょっと考え方にも懸念があると思うけど、弁当があればやっぱりジュースぐらいはほしいんじゃないですか、例えば冷蔵庫を設置しとって、ジュースも販売していけば弁当も売れるんじゃないですか、いろんなアドバイスとか、そういう——少しでも考慮する考え持っていないかと。下見、下見で行ったんじゃ、結果はいい方向には進まないと思います。

そういう形で先ほどから言ってますけど、農協さんと話し合いを持って行って、それとあと、周りの方、あそこに働いている方々とも協議をして行って、なるべくそういう形をとっていただけたいと思いますので、今後のそういう話し合いをまず、して行っていきたいと思います。

先に進みます。1番目に行きます。

道路改善対策について、堅野自治会は本当に始良市の中でも1、2番に大きい自治会であります。しかし、人口は多いんだけど、道路がどうしても狭すぎて、活動に意欲がいかない。だから、やはりこれだけ大きい自治会なんだから、もう少し道路の拡張をして住民が住みやすい安全な道路に早く改善してもらえとの要望があるわけなんです。

もう自治会長さんも常々言っていることは、ないごてあたいげえはこげん自治会ほうけたっどん、道路はこげんへんちくりんなどころばかりだろかっちゅう意見が多いんです。やはり今回もそういうところの——それとあと、危険箇所が今までで何でこういう道路、簡単にいえば、谷があって道路は狭く、車がようやく1台通れる道路、しかも小中高校生の通学道路としても市民の生活道路としても非常に危険度が高い道路であって、また、その周りには住宅も多く密集している。しかし、道路の基礎も擁壁もなされてない。また、近年は、ゲリラ豪雨等多くの局地的な集中豪雨となりやすくがけ崩れなどが甚大な被害も考えられると思います。このような状態で安全といえるのかと思います。

このことを市長も前回は見て回ってきたということですので、もう一回、また、市長の答弁をお願いいたします。

○市長（笹山義弘君） 議員ご指摘の道路につきましては、現地を見させていただいたところであります。非常に地形も難しい、民地も迫っておりまして、そちらのほうへの拡幅もかなり難しい。そして、畑地が非常に低い土地にありまして、工事施工となりましてかなり難しい地形であるようであります。

一番の着手に至らない要因といたしましては、先ほど答弁いたしましたように地域一体的に、この地域だけ拡幅をいたしましても、隣接する市道へのスムーズな接続ということがはかれなければ効果としてなかなか難しいというふうに判断いたしております。したがって、全体的この地域、隣接する市道への接続道が図られれば、そのように今後進めていきたいというふうに思っております。

○25番（萩原哲郎君） この道路は用地交渉の発起人が今、高齢者のために自治会長さんも再度確認のため、印鑑もらいで一生懸命頑張っております。地権者が住んでいるところは、用地交渉は話によるとほとんど了解済みであるということ。それとあと空き家とか空き地など、住民には地権者をやっぱり探すのはちょっと困難なんですよ。こういうところを行政として空き家や空き地の地権者との話し合いは行政のほうはどういうふうに今まで行っているのか、お示ください。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。この道路の周辺の方には説明会の案内は25名を出しております。出席者は15名、欠席の連絡が3名ございました。それで、先ほども市長の答弁にもございましたように、土地がかかる人、家までかかる人、構造物かかる人、いろいろいらっしゃるわけなんです。要するにまだ全部承諾がもらえていない状況で、この路線全体が幅員が2mちょっとです。これが通らないことには承諾もらえないことには、全体的な道路は完成いたしませんので、それに向けて再度自治会長さんには非常に大変なことなんです。もう一回承諾をもらってもらうように今、相談をしております。

○25番（萩原哲郎君） 私がまた、さきに質問したことは空き家とか空き地です。地権者はやはり探すのが困難なところ、そういうところはやはり行政のほうで調べて、そういう交渉なんか、地権者と

の交渉、話し合いを進んでいるのかって聞いたんですけど、その点はいかがですか。

○建設部長（大園親正君） 失礼しました。そういう地権者につきましては、こちらのほうで連絡したいと思います。

○25番（萩原哲郎君） 先ほど市長から答弁もありましたけど、高低差が高く、なかなか難しいことなんですけど、ここにも市の市有地とそれとあと住民の地権者の土地があるわけです。これ危ないところをいつまでも野放ししているということ自体考えていけば、早く地域住民が安心して通れる安全な道をつくるべきじゃないかと思います。

だから、この本線は真っ直ぐ引けば、重富——国道、新しくバイパスができた国道触田線のほうにつながっております。そこまで、向こう側国道のほうはある程度までは広がっていると思います。だから、いけばあとの地権の近くの方々にも相談してみれば、その工事ができればありがたい、道路を広げることには賛成しますということで了解もっておりますので、やはり行政のほうも早くそういう空き地、空き家、そういうところを早く地権者を探して話を持っていけば、それができるんじゃないかと思います。

そうすれば、その通りが市道と県道とつながって行って、物すごく利便性も高まってくると思います。だから、そういう危ないところを早く、本当、改善する考えを持っていかないと。周りを見渡してもこの近辺にはあまりないと思います。あれだけ高低差があって、道路が狭くて、しかも本当、いつ崩れるような地盤である。やっぱりそういうところはお金がかかってもいいから、早くやっぱり市民の安全を考えるためにはそういう場所を本当、市長の力で改善されて、市民に安心を与える考えはないか、お伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 道路全体についての考え方としては同じであろうと思いますが、まず、費用対効果の面からも工事を施工する限りには、その一帯の交通の確保が図られる施策をしなければならぬと思っております。したがって、その全体として、その開通が見込まれるということの地元のご協力がいただけるという確約がいただけるようであれば、そのことについて年次的に着手してまいりますと思っておりますが、まず大前提は県道であれ、国道であれ、やはり地権者のご協力なくしては、図れないということが基本になろうというふうに思います。

○25番（萩原哲郎君） そういう形で地権者も地元に住んでいる方はほとんど協力しあって、いけばある程度進んでいくと思いますので、そういう形で早く行政のほうも空き家、空き地、そういうところと話を持って行って、協力体制をもっていき、早く道路改善が市長が言われるような本当に一番、住みやすい安全な市にするためにも、やっぱり住民が不安になっているところを早く改善するような形を願っていきたいと思います。

それともう一つ、その道路の県道に近くに市長も写真があると思いますけど、この間の8月16日だったですか、大雨の中を見に行ったんですけど、子どもたちが通学する体制。だから前にもこの道路は橋のたもとは段差があり、水たまりがあって子どもたちが雨が降ったら渡るのに心配している。この間、子どもたちに聞いたら、今の子どもたちは本当雨靴をはかない。はきたくないという形で、一人の子どもはもう右側の土手のほう、側溝の横を通っていく。あの姿を見て、もう川は洪水しとって、

川との本当近さがあるから、1.5mから2mぐらいです。大雨で激流は早いし、考えればちょっと本当足をつまづけば足を側溝に落ちて、すぐ川に流されて一命が危なくなってくる、そういう状態がありますので、早くあそこを改善してもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。今、議員おっしゃる場所は第1堅野橋の取り付け部分であると思います。言われるように、橋の前後がちょっと水たまりができるようでございます。先日も現地を調査しておりますので、この現場に沿った対応をまた取っていきたいと思います。

○25番（萩原哲郎君） もう時間がありませんので、急ぎ足で行きます。

あいらニュータウンの県道十三谷森山交差点、ここも前回も議員が質疑しておりましたが、その後また3カ月たっているんです。その間に何か用地の交渉はあったかどうか、お伺いいたします。

○建設部長（大園親正君） この森山交差点の件につきましては、今、現在、県のほうに要望しておりますが、平成17年度に事業が開始しまして、21年度に一応、事業が中断しております。以前もお答えしましたように市長も地権者の方とは面会されております。ことしの4月にもうちの土木課長が地権者とあいさつを交わしております。

○25番（萩原哲郎君） そういう形でいいですから、早く地権者が納得する場所を聞きながら、そういう場所を探して早く本当、改善していかないと、これももう七、八年たつんですよ。だから、もう地域住民から一向に改善されない物事で、簡単にいえば私たちが悪いような形で、ほがなかったがというような形になっていると思いますので、そういうことのないようお願いいたします。

それとあと、その上のカーブ、加治木のほうとも去年話し合いしとって一番いい改善策をという形で、最低限の物事を言ったらカーブの撤去を何とかできないかということで、じゃ、検討しますということだったんですけど、その後の話し合いはどうなっているか、お聞きいたします。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。その後、県のほうからはそこを改善するとかという話はまだ聞いておりませんが、今後、引き続き、また要望はしてまいりたいと思います。

○25番（萩原哲郎君） いつも書いてあるのが本当ですよ。引き続き要望いたしますって、だから私たちが一番聞きたいのはその中身なんです。どういう話し合いで、どうされて、どういうようになっていくのか。そういうことを今後は詳しく、一般質問があったときには一番大事なことで、そういう説明をお願いいたします。

じゃ、最後に3番目の学校勤務体制、これはもう大体——簡単にいえば、学校を教頭なんか簡単にいえば、校長から命令くださればいやとは言えないんですね。だから、一番かわいそうなのは教頭なんです。休みも取れず、自由がきかないという形。だから、それに対してもやはり何とか知恵を絞って、教頭も家庭サービスができるような体制を考えてください。

最後に、学童保育についてですけど、この学童保育は各区から各旧町には校区内にプレハブの設置の中で。

○議長（兼田勝久君） 萩原議員、時間となりました。終わってください。
これで、萩原哲郎議員の一般質問を終わります。

○議長（兼田勝久君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。
なお、次の会議は6月22日午前9時から開きます。
(午後4時17分散会)